九重町景観計画

令和８年３月

目　次

第1章 景観計画の目的等 1
1-1 景観計画の目的 1
1-2 景観計画の位置づけと上位・関連計画 1
1-3 景観計画で大切にすること 4

第2章 景観特性と課題 5
2-1 景観特性 5
2-2 景観に関係する法令、条例等 24
2-3 景観アンケート 29
2-4 良好な景観を保全・形成するための課題 34

第3章 景観計画の理念と景観保全・形成方針 37
3-1 景観計画の理念 37
3-2 景観計画の基本方針 38
3-3 景観計画の区域 41
3-4 景観保全・形成方針 43

第4章 良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項 51
4-1 届出対象行為 51
4-2 景観形成基準 60

第5章 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定方針 69
5-1 景観重要建造物の指定方針 69
5-2 景観重要樹木の指定方針 71
5-3 景観重要公共施設の指定方針 73

第6章 屋外広告物に関する方針 77

第7章 総合的な景観の保全・形成に向けた取組 79
7-1 町民・事業者・行政の役割 79
7-2 総合的な景観の保全・形成に向けた取組の推進 81

資料編 83
資料-1 景観計画策定までの取組概要 83
資料-2 景観シンポジウムの結果概要 86
資料-3 地区別景観資源 88
資料-4 色彩基準等 96
資料-5 良好な光環境・光色（相関色温度） 100

第１章　景観計画の目的等

１-１　景観計画の目的

九重町は、くじゅう連山や飯田高原などの四季折々に変化する雄大な自然景観や、田園景観、地熱や温泉、名瀑、河川など多くの魅力ある景観に恵まれた町です。

町域の約半分が阿蘇くじゅう国立公園と耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、雄大な自然景観が保全されてきましたが、大規模再生可能エネルギー施設の社会的要請の高まりや山林等の大規模開発の懸念があり、これら開発行為と調和のとれた良好な景観保全及び形成が必要です。

本町の景観計画（以下、「本計画」という。）は、将来にわたり豊かで美しい本町の景観を保全し、育てていくことを目的として策定するものです。

町民のみなさんや訪れる人が、本町の景観の魅力や価値を理解し、共有できる内容とするとともに、その魅力や価値を守り、さらに高めていくためのルールを定めています。

１-２　景観計画の位置づけと上位・関連計画

（１）景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第８条に基づく法定計画であり、九重町景観条例に基づき定める事項を含むものです。

また、大分県広域景観保全・形成指針、九重町第５次総合計画、生物多様性ここのえ戦略等の上位及び関連計画との整合を図るとともに、自然公園法、大分県関連条例、九重町関連条例等とも整合を図り、さまざまな課題を解決する手段のひとつである良好な景観形成に関わる総合的な施策を示すものとして位置付けます。

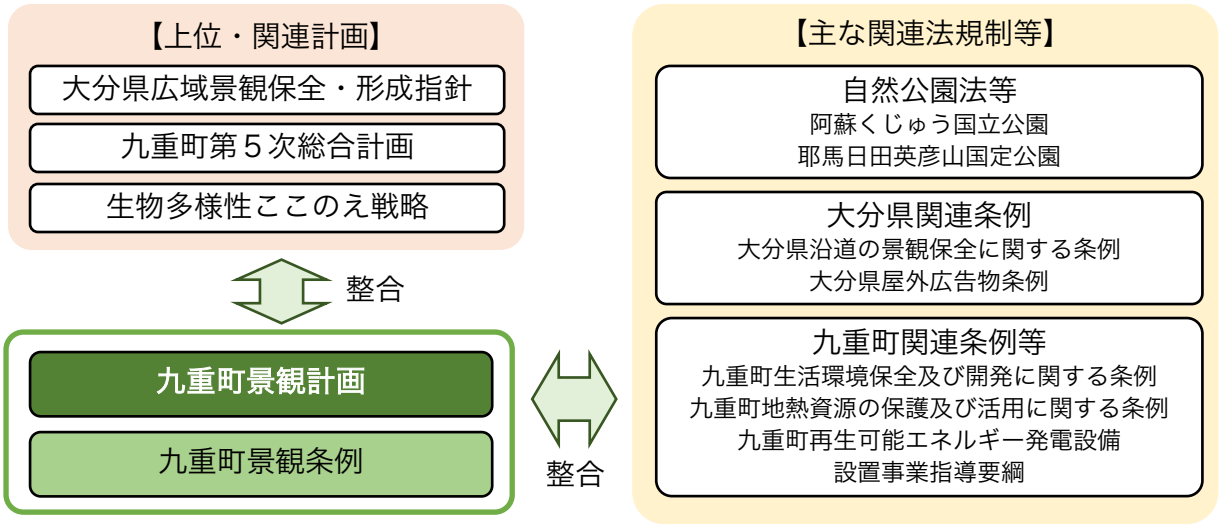

（２）上位関連計画

①大分県広域景観保全・形成指針（令和５年３月）

大分県では、地形や気候、歴史、文化等による一体性もしくは共通性を有し、複数の市町村にわたる景観を「広域景観」とし、その保全・形成の指針を作成しました。

本町は、４つの広域景観エリアに含まれており、エリア毎にその景観特性や広域景観の保全・形成方針が示されています。

表　エリアのタイプ

	広域景観のエリアのタイプ	本町が含まれるエリア
タイプＡ	景観の一体的な 保全・形成を図るエリア	筑後川水系エリア やまなみハイウェイエリア
タイプＢ	点在する景観の価値の 共有を図るエリア	耶馬渓エリア おおいた温泉地エリア

タイプＡ

タイプＢ

出典：大分県広域景観保全・形成指針

②九重町第５次総合計画（令和４年３月）

「基本目標３：自然とともに、心地よく暮らせるまちづくり」の「施策分野２：環境保全の推進」において、「景観計画の策定」が位置づけられています。

１．現状	・平成 30 年度には、景観計画策定に向け、景観行政団体に登録を行いました。
２．課題	・本町の景観の良さを維持するため、景観計画の策定にあたっては、自然公園法とのすみ分けや町内の景観の考え方の整理、また、関連する条例、規則、規程類の見直しが課題です。
３．基本方針	・土地利用については、町内をおおまかに居住地域、農業地域、森林地域、自然環境保全地域等に分類し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。
４．目標達成のための施策	【景観保全と景観計画の策定】 ・自然公園法とのすみ分けや町内の景観の考え方を整理し、景観計画を策定します。 ・関連する条例、規則、規程類の見直しを行います。

出典：九重町第５次総合計画

③生物多様性ここのえ戦略（平成 29 年）

生物多様性ここのえ戦略では、先人たちが育み、守ってきた生物多様性の恵みを未来へ引き継ぐとともに、新たな生物多様性とのつながりを見いだすため、理念を**「つなげよういのちとりどり 誇りの暮らし」**とし、取り組みを進めています。

戦略では、本町の代表的な自然環境が保全され、生物多様性の観点からみても後世に伝えるべき重要である地域を「重要スポット」として選定し、次世代に引き継ぐための方針が示されています。

また、伝えたい原風景として、草原や水田などの文化的景観や、龍門の滝や九酔渓などの名勝、九重山のコケモモ群落といった天然記念物が挙げられ、それらを次世代へ伝えるための方針が示されています。

出典：生物多様性ここのえ戦略

1-3 景観計画で大切にすること

本計画では、以下の３つの事項を、大切にすべきポイントとして内容を組み立てています。

ポイント１

九重町の景観の魅力や価値をわかりやすく伝えます

本町の景観の魅力や価値について、生活・生業、歴史・文化、地形・地質の視点から紐解き、一般の方にもわかりやすい内容とします。

ポイント２

ねらいを明確にし、メリハリのあるルールとします

雄大な自然景観の保全を重視します。大規模施設の建設（太陽光、風力発電など）に対し配慮を求めます。

一方、個人の住宅建設や農業、林業に関わる行為等は、制限が少なくなる工夫をします。

ポイント３

景観を守り・つくることでより豊かな九重町となることを目指します

景観を守り・つくることで、本町の景観の魅力が向上します。

その結果「住む人の地域への愛着・誇りの高まり」、「交流人口等増加による経済波及効果」が期待できます。

景観を守り・つくることは、より豊かな本町となることへつながります。

第2章　景観特性と課題

2-1　景観特性

（1）九重町固有の景観を形成する３つの要素

九重町固有の景観は、先人たちが自然に寄り添いながら暮らす中で長い年月をかけて育んできたものです。このような景観は「生活・生業」、「歴史・文化」、「地形・地質」の３つの視点から整理することで、その景観特性を捉えることができます。

「生活・生業」としての森林、農地、温泉地、まちなみ、「歴史・文化」としての歴史的建造物やお祭り等の文化、「地形・地質」としての雄大な山々と高原の大パノラマなど、様々な景観が重なりあうことで、本町固有の景観が生まれています。

本町固有の景観を人々は「九重町らしい景観」として捉え、そこに懐かしさや安らぎ、感動を覚えます。

九重町固有の景観を形成する３要素レイヤー概念図

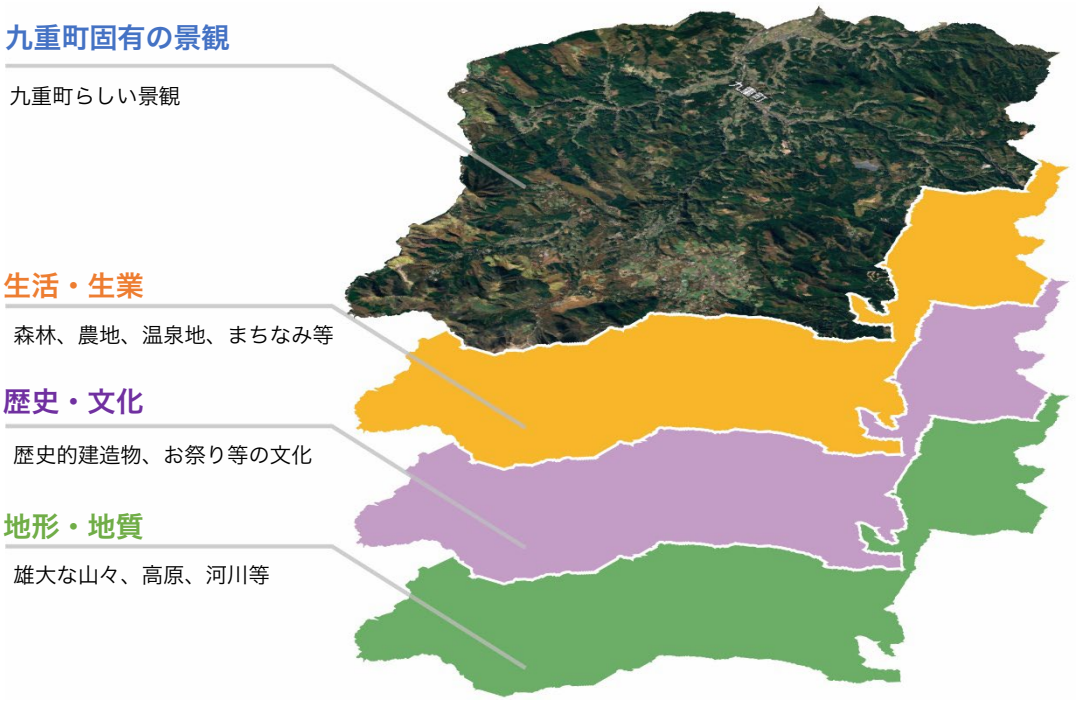

地図出典：google earth を一部加工

九重町の景観を形成する３要素レイヤー図

生活・生業

受け継がれてきた
農業や林業、
温泉、観光地、
暮らしを支える
まちなみ等

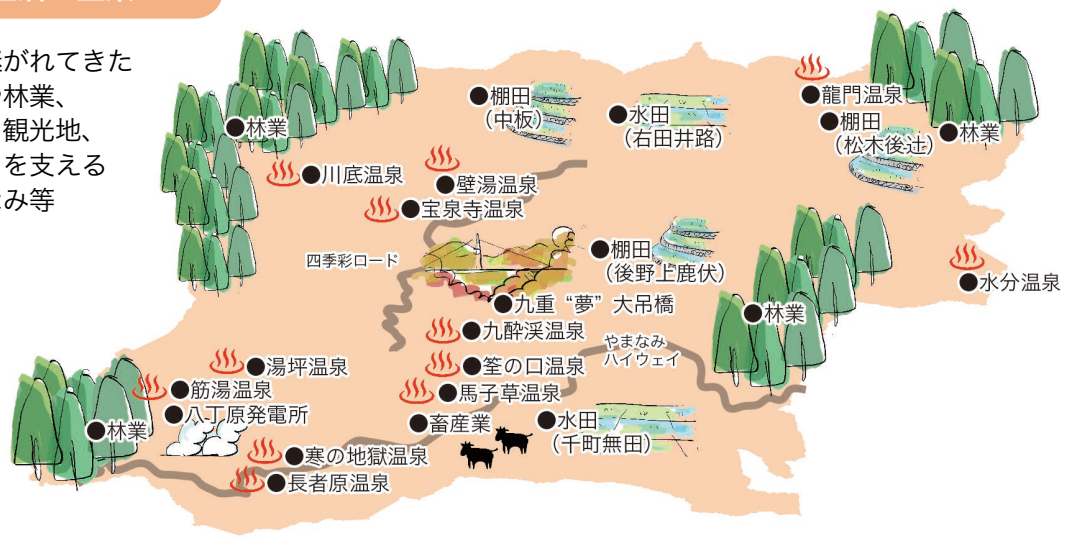

歴史・文化

人々が集まって暮らす中で育まれてきた信仰や文化、建造物等

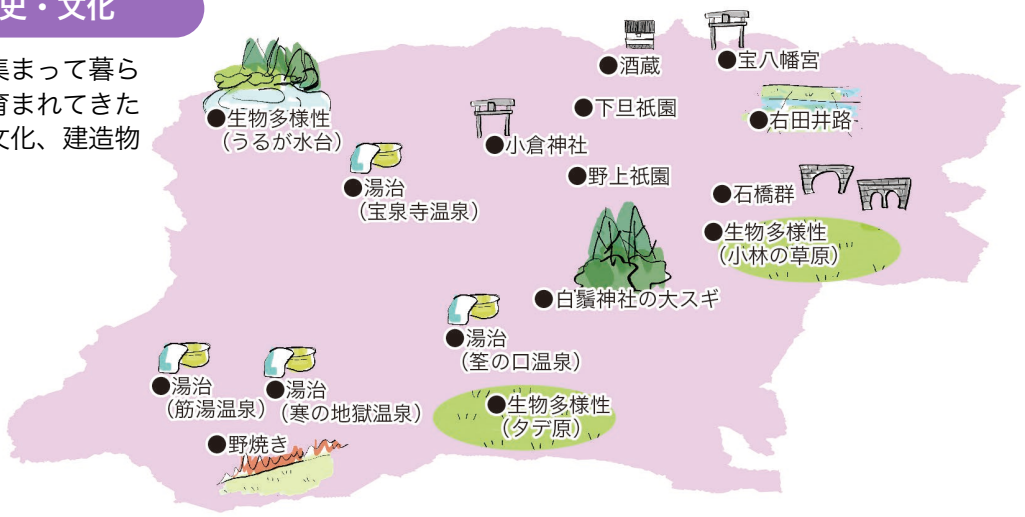

地形・地質

火山活動等によって
形成された、
九重町固有の自然

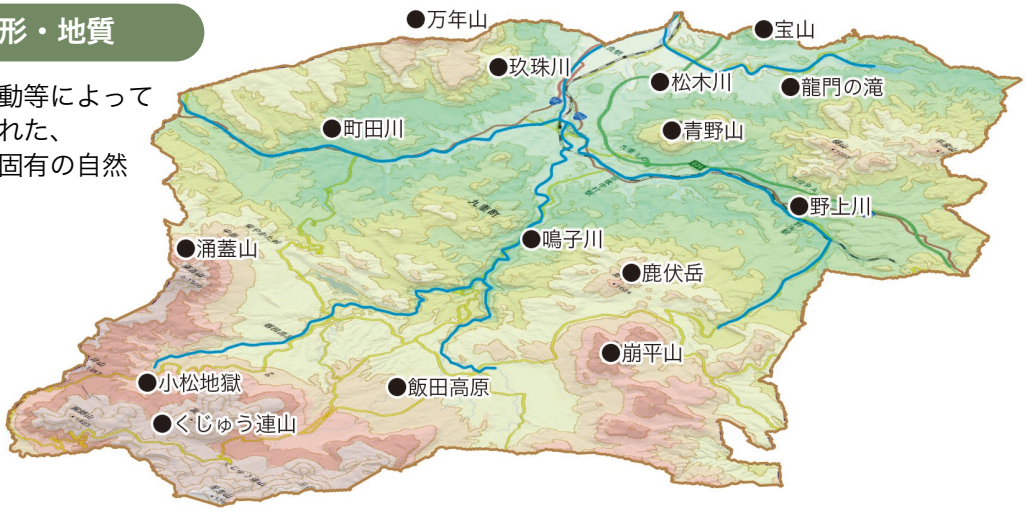

地図出典：国土地理院地図を一部加工

（2）生活・生業に関わる景観特性

本町の生活・生業に関わる景観の基盤となる土地利用の状況は、町の面積の８割を森林が占め、田・畑が概ね１割、その他（地域の中心地、温泉地、集落など）の割合が概ね１割の状況です。

このような土地利用を舞台とし、生活・生業に関わる景観特性を、①農林業の景観、②温泉地の景観、③地域の暮らしを支えるまちなみ景観、④生活単位を形成する集落景観として整理します。

❶農林業の景観

農林業は、まちの基幹産業であり、土地利用の大部分を占め、生活・生業に関わる基礎的な景観を形成しています。

林業の景観として、人々が暮らす集落等を抱くように豊かな森林景観が広がっています。また、農業の景観としては、採草放牧地の景観、各所に点在する棚田も含めた水田景観などが見られます。

●暮らしの場を抱くように広がる森林景観

●牧草地の景観

●棚田の景観

●千町無田の水田の景観

❷温泉地の景観

観光は本町を代表する産業の一つであり、町の各所に泉質や効能を異にする個性豊かな12の温泉地が点在しています。その温泉地は「九重“夢”温泉郷」と呼ばれ、くじゅう連山の大地の息吹を感じ、雄大な自然環境に溶け込むように湯船に浸ることができる温泉地景観と言えます。

筋湯温泉

川底温泉

湯坪温泉

九酔渓温泉

筌の口温泉

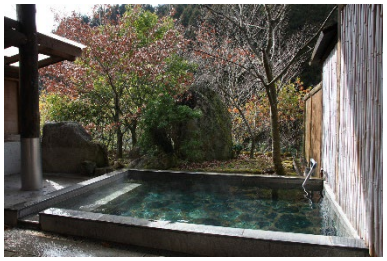

龍門温泉

寒の地獄温泉

宝泉寺温泉

馬子草温泉

壁湯温泉

水分温泉

長者原温泉

❸地域の暮らしを支えるまちなみ景観

東飯田、野上、飯田、南山田など、各地域には、そこで暮らす人々の生活を支える中心地の個性的な景観があります。

小さなスーパー、ガソリンスタンド、酒屋、床屋、郵便局、診療所などが日々の暮らしを支える施設としてまちに点在しています。

●各地域のまちなみ

❹生活単位を形成する集落景観

松木川、町田川、玖珠川、野上川等の上流から中流にかけての谷に沿って、農地（棚田が多い）、集落、鎮守の森、背景の山が一つの生活単位を形成し、「日本のふるさと」とも呼べる美しい集落景観を形成しています。

●谷地に沿って点在する民家と棚田が織りなす集落景観

●眺望の良い高台にある棚田と集落の景観

●集落の拠り所としての一本杉と観音堂

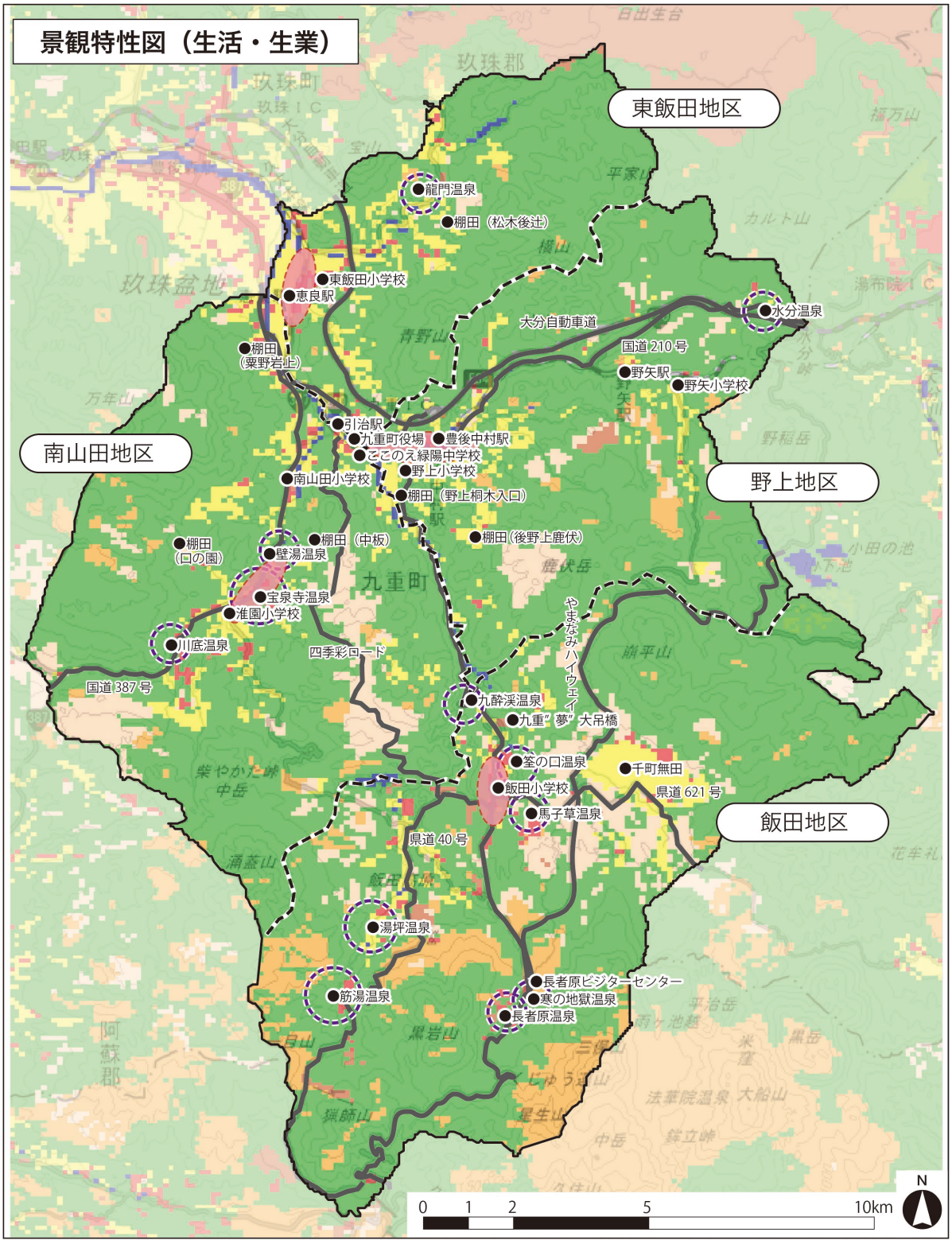

凡例

【土地利用】

- 森林
- 田
- その他農用地
- 河川地及び湖沼
- 建物用地
- その他の用地
- 荒地
- 主要な道路（国道、県道等）

【拠点等】

- 地域の中心地
- 九重“夢”温泉郷地区

地図出典：「国土交通省　国土数値情報」を一部加工

（3）歴史・文化に関わる景観特性

本町の歴史・文化に関わる景観は、長い歴史の中において、先人たちと九重町固有の自然が共生し対話しながら育まれてきた景観と言えます。

このような人と自然との対話から育まれた歴史・文化に関わる景観特性を、①人と自然が共生してきた景観、②自然条件を克服して形成された景観、③歴史的な景観資源が生む景観、④湯治文化の景観、⑤火口硫黄採取の景観として整理します。

❶人と自然が共生してきた景観

農地や森林、草原などの里地里山は、農林業などにともなう人の自然への働きかけによって形成、維持されてきた環境です。これらの環境は、そこを適地とする生きもののすみかとなるだけでなく、祭りや行事などの文化を育み、日本人にとって親しみ深い原風景をつくり出してきました。全国的にこれらの環境や文化が減少しつつあるなか、九重町には懐かしい風景が残っています。

草原は、かつては牛の放牧やかやぶき屋根の材料を採取する場などとして利用されてきました。現在では利用される機会は少なくなっていますが、景観や環境の保全などを目的とした野焼きが実施されることで維持されています。

●タデ原湿原と三俣山（３月下旬）

●タデ原湿原と三俣山（５月中旬）

「生物多様性ここのえ戦略」においては、本町の代表的な自然環境が保全され、生物多様性の観点から重要スポットとして 12 ヵ所選定しています。

ここでは、３ヵ所の景観を掲載します。

●タデ原湿原の景観

長者原に形成された湿原と、その周囲の草原で、2005 年にラムサール条約に登録されました。木道観察路が整備されています。長い間野焼きがされていませんでしたが、1997 年より復活しています。

●小林の草原景観

野上流域の台地上に広がっている草原で、かつては複数の放牧草原として利用されていました。しかし畑地や牧草地への転換が進み、放牧在来草原は一部となっています。

●うるが水台の水源地の景観

万年山の南側に位置する標高約 800m の台地上にある山浦川源流部で、うるが水台の湿原として地元から親しまれ、流域集落の水源地となっています。

❷自然条件を克服して形成された景観　～右田井路が潤す水田～

麻生観八翁が、父祖３代およそ 50 年の歳月をかけて、総延長 14ｋｍの右田井路の開削工事を明治 40 年に完成させ、右田地域に潤いある水田景観が形成されました。

右田井路は、玖珠川から取水する農業用水路で、右田地域の水田約 100ha を潤しています。

●右田井路に潤された水田（見良津付近）

右田井路略図

出典：大分県農林水産部農地計画課資料

右田井路通水橋

❸歴史的な景観資源が生む景観

有形無形の歴史的な文化財等が、歴史的景観を生み出しています。具体的には、神社・石橋等の建造物、イチイガシ・スギ等の樹木・植物、祇園・お神楽等の伝統文化です。

（建造物）

宝八幡宮

小倉神社

深瀬橋

妙見橋

（樹木・植物）

宝八幡宮のイチイガシ

白鬚神社の大スギ

相狭間のブンゴボダイジュ

九重山のコケモモ群落

（伝統文化）

野上祇園

下旦祇園祭

玖珠神楽

町田楽

❹湯治文化の景観

本町の温泉は、古くから開湯し、湯治場として多くの人に親しまれてきました。

寒の地獄（年代不詳）
所蔵：大分県公文書館

筌の口温泉（年代不詳）
所蔵：大分県公文書館

❺火口硫黄採取の景観

硫黄山では、江戸初期より硫黄の火口採取が行われていました。

昭和 46 年の閉山まで、長きにわたり稼働した火口鉱山でした。

硫黄山
出典：九重・飯田高原百話集

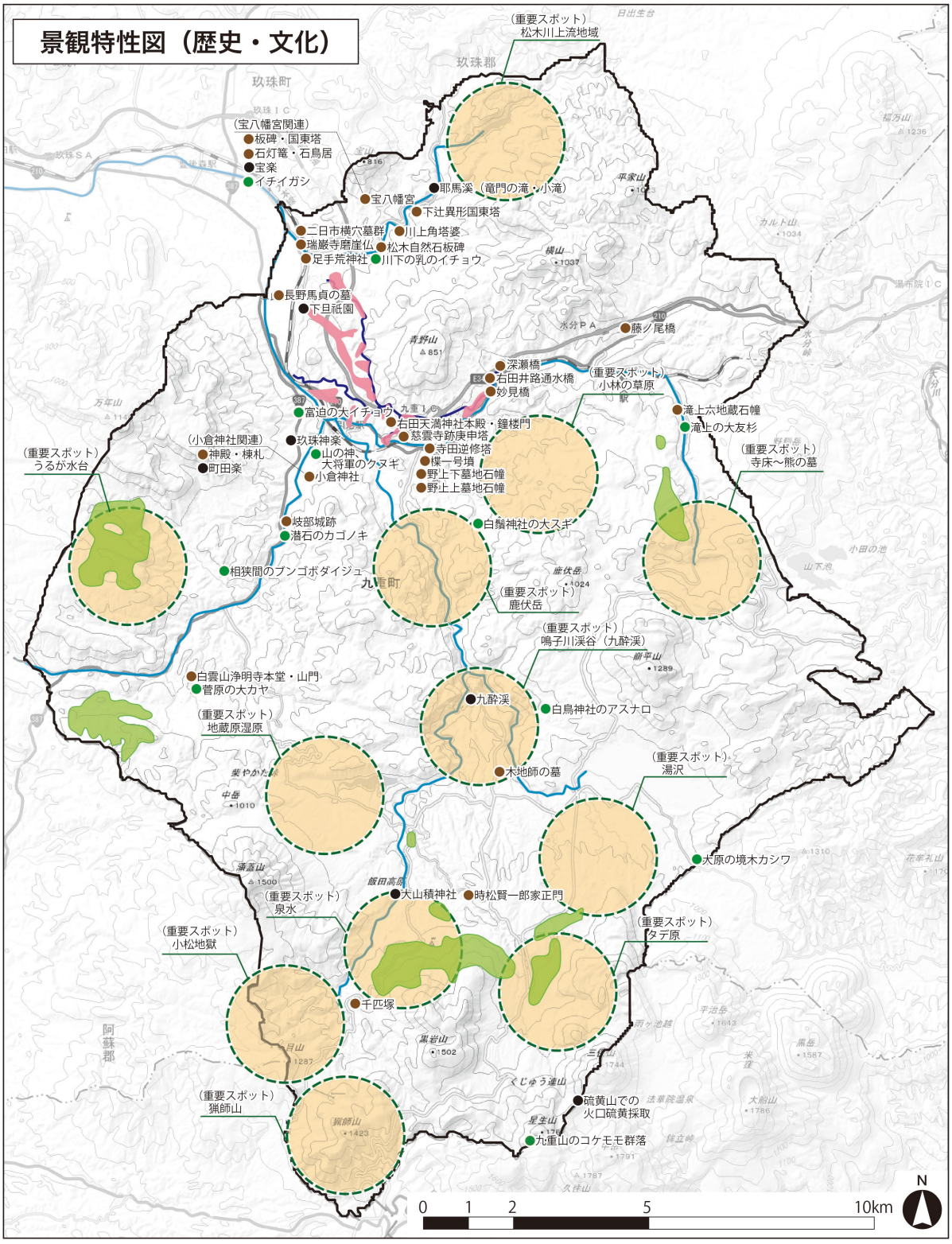

凡例

【人と自然との共生の歴史】

- 生物多様性ここのえ戦略の重要スポット
- 野焼きの範囲
- 右田井路
- 右田井路の受益地

【文化財等】

- 文化財（建造物）
- 文化財（樹木・植物）
- 文化財（その他）
  及び文化財指定でない歴史・文化資源

※古文書、彫刻等、屋外から望見できない文化財は地図に表記していません。

地図出典：国土地理院地図を一部加工

（4）地形・地質に関わる景観特性

本町の地形・地質に関わる景観は、四方をくじゅう連山などの山々に囲まれ、東西、南北に河川が走る構造を基本とし、九重火山群がその地質を規定しています。

このような地形・地質に関わる景観特性を、①地形・地質に関わる景観、②地形・地質が生み出す景観として整理します。

❶地形・地質に関わる景観

（九重町の大景観）

くじゅう連山が南側に大きく控えるように連なり、その裾野に飯田高原が広がります。山々と高原が織りなす雄大な自然景観は、本町の大景観と言えます。

また、町内のほぼどこからでもその存在を確認できる涌蓋山、万年山は町のランドマークと言える景観です。

これらの山々の麓から発する形で、東西南北に河川が流れています。本町の大部分は筑後川水系となっており、その上流部が松木川、町田川、鳴子川、野上川、中流部が玖珠盆地を貫流する玖珠川です。

●千町無田付近からの眺望

●九重“夢”大吊橋付近からの眺望

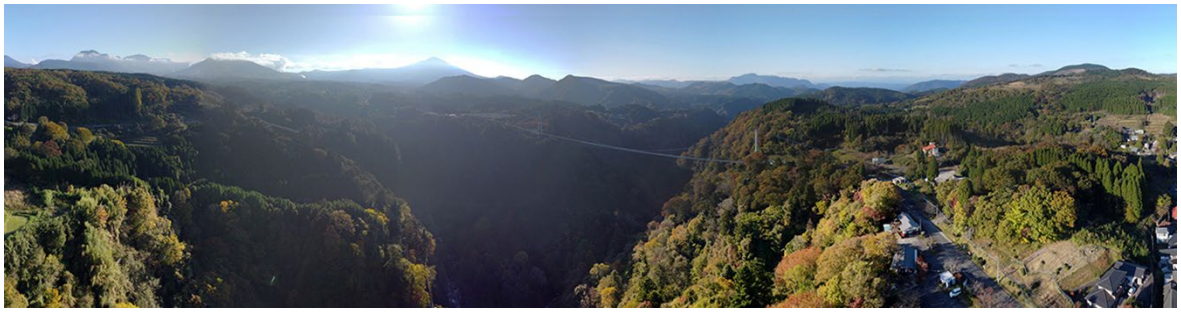

●湯坪温泉付近からの眺望

●四季彩ロードからのくじゅう連山への眺望

●玖珠川から恵良台への眺望

松木川

野上川

鳴子川

町田川

（地域ごとに親しまれる山の景観）

地域ごとに、小さなランドマークとして親しまれ、日常の眺めの一部となっている山々があり、アンケートや座談会等において、お気に入りの風景として挙げられています。具体的には、宝山、青野山、おにぎり山、小倉岳などが挙げられます。

宝山

青野山

おにぎり山

小倉岳

（地質に関わる景観）

小松地獄は、熱泥や熱湯が吹き上がり、九重の地質の礎となる火山活動による大地の息づかいを感じることができる景観です。

九酔渓は、 浸食で形成された岩肌（切り立った崖・Ｖ字の谷）でダイナミックな渓谷美を有しています。

龍門の滝は、マグマが冷えて生じた、多角形の柱状節理の岩場に囲まれ、国指定の名勝地となっています。

九酔渓

小松地獄

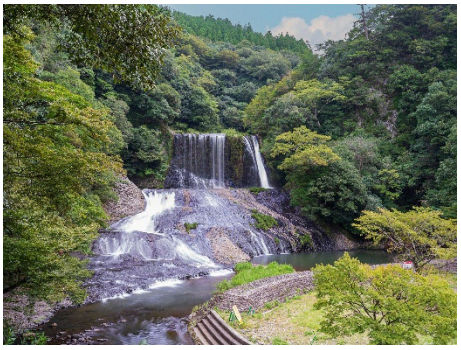

龍門の滝

❷地形・地質が生み出す景観

地形地質を基盤として、ミヤマキリシマ（春）、ヒゴタイ（夏）、ススキや紅葉（秋）や朝もや、澄んだ星空、樹氷（冬）など、四季折々の植生や固有の美しい自然現象の景観が生み出されています。

（彩（いろどり）ある植生）

●くじゅう連山や万年山の火山山頂帯に広がるミヤマキリシマ

●湧水流により形成された湿地にみられるハンノキ（湯沢）

●山々に囲まれた草原を彩るヒゴタイ

●なだらかな山の斜面に広がるススキ草原（泉水）

●紅葉の名所となる渓谷林（九酔渓）

（自然現象）

朝もや

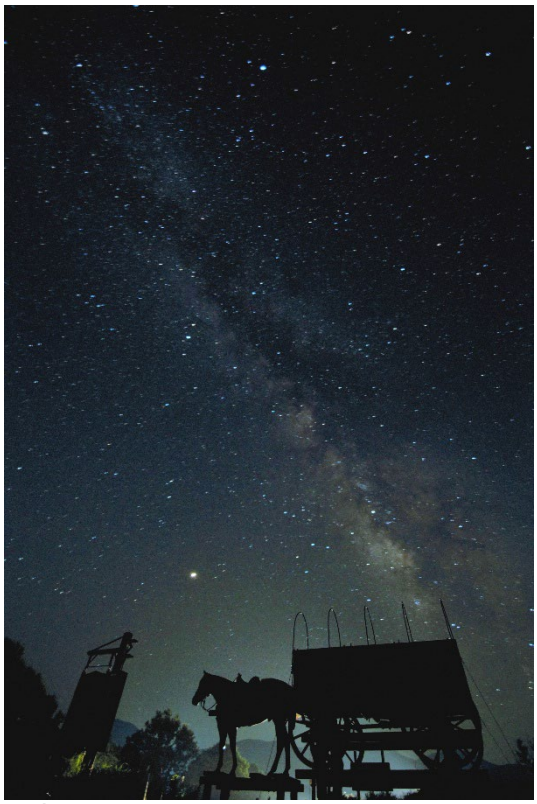

星空

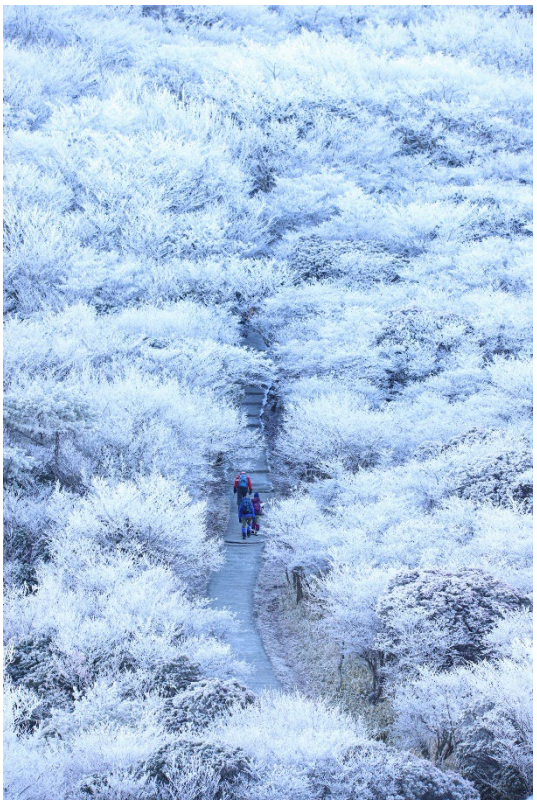

樹氷

夕焼け

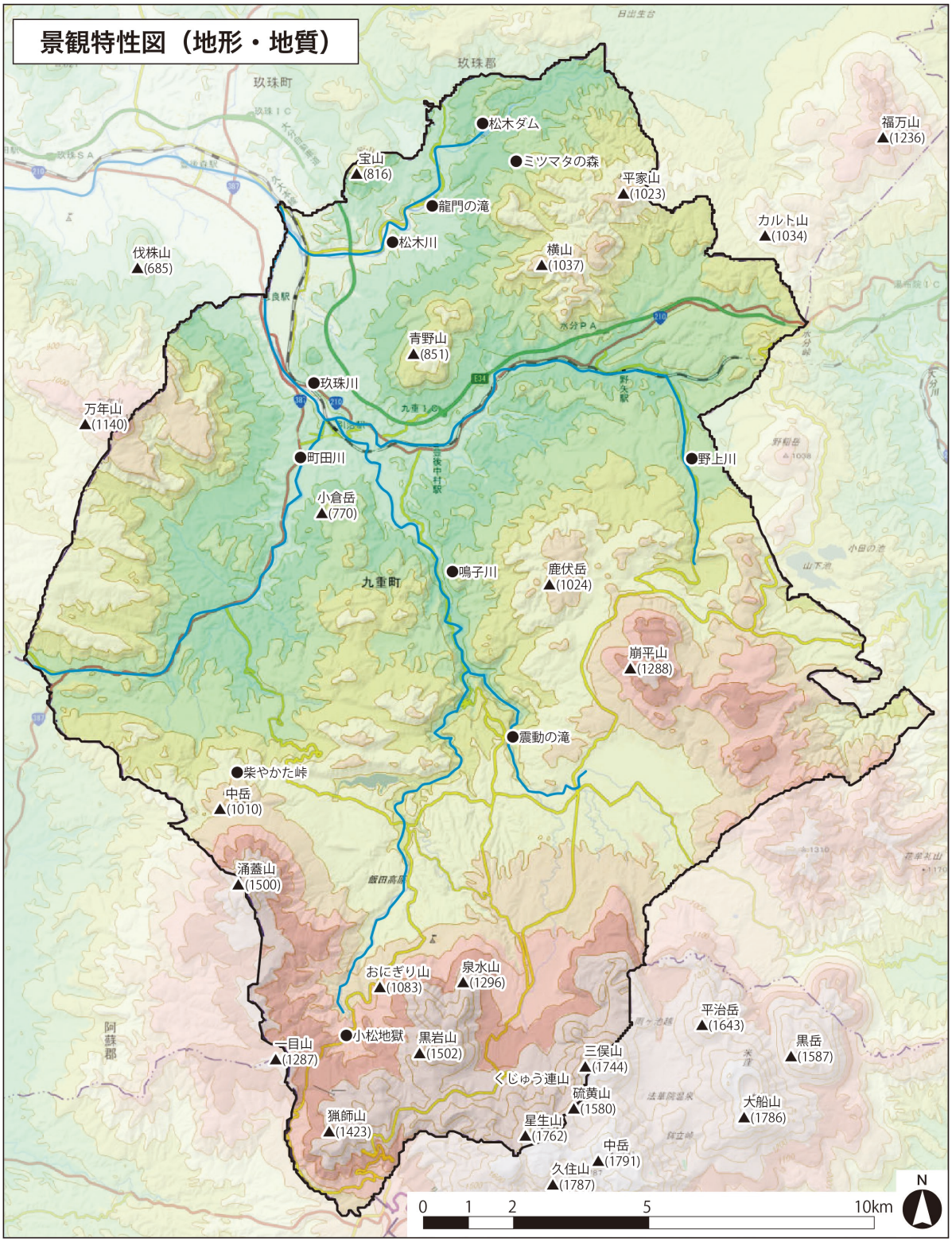

凡例

【標高】

9m ～ 300m 以下	600m ～ 700m 以下	1,000m ～ 1,100m 以下
300m ～ 400m 以下	700m ～ 800m 以下	1,100m ～ 1,200m 以下
400m ～ 500m 以下	800m ～ 900m 以下	1,200m ～ 1,600m 以下
500m ～ 600m 以下	900m ～ 1,000m 以下	1,600m ～ 2,000m 以下

地図出典：国土地理院地図を一部加工

2-2 景観に関係する法令、条例等

（1）景観を規制する主な法令、条例

以下に、景観を規制する主な法令、条例として、自然公園法、大分県沿道の景観保全に関する条例、大分県屋外広告物条例の概要について記載します。

それらの具体的な行為の制限事項については、後述の「（2）景観を規制する法令一覧」に記載しています。

①自然公園法

●**阿蘇くじゅう国立公園**（特別保護地区、第１、２、３種特別地域、普通地域）
●**耶馬日田英彦山国定公園**（第１、２種特別地域、普通地域）

地域区分	説明	行為規制
特別保護地区	特に優れた自然景観、原始状態を保持しており、特に厳重に景観の維持を図る必要がある地区	**許可制** 学術研究及び公益上必要な行為以外は不可
第１種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、現在の景観を極力保護することが必要な地域	**許可制** 軽微な行為を除いて学術研究及び公益上必要な行為以外は不可
第２種特別地域	農林漁業活動と調整しながら、優れた自然の風致景観の維持を図る地域	**許可制** 風致景観上の支障がないものに限り、一定の基準の範囲内で許可
第３種特別地域	通常の農林漁業活動を容認しつつ、優れた自然の風致景観の維持を図る地域	
普通地域	特別地域に含まれないが、風景の保護を図る必要がある地域	**事前届出制** 届出に係る行為が風景の保護に重要な支障がある場合には、行為の禁止、制限措置命令

②大分県沿道の景観保全に関する条例

以下、大分県沿道の景観保全に関する条例における届出が必要な範囲です。

【規制の範囲】

●九州横断自動車道長崎大分線沿道環境美化地区

(九州横断自動車道長崎大分線沿い・道路の側端から 20m の範囲)

●賀来・滝瀬間沿道環境美化地区

(県道大分挾間線～国道 210 号沿い道路の区域から 20m の範囲)

③大分県屋外広告物条例

以下、大分県屋外広告物条例における禁止区域です。

地域区分	説明
別府一宮線禁止区域（やまなみハイウェイ沿道）	別府一宮線から展望することができる区域
文化財保護法禁止区域（九酔渓）	図に示す九酔渓の範囲
道路及び鉄道等で知事が指定する区間	九州横断自動車道長崎大分線のうち県境から大分市と由布市の境界までの区間の路端から 500m未満の区域で、、道路端から展望する事が出来る区域

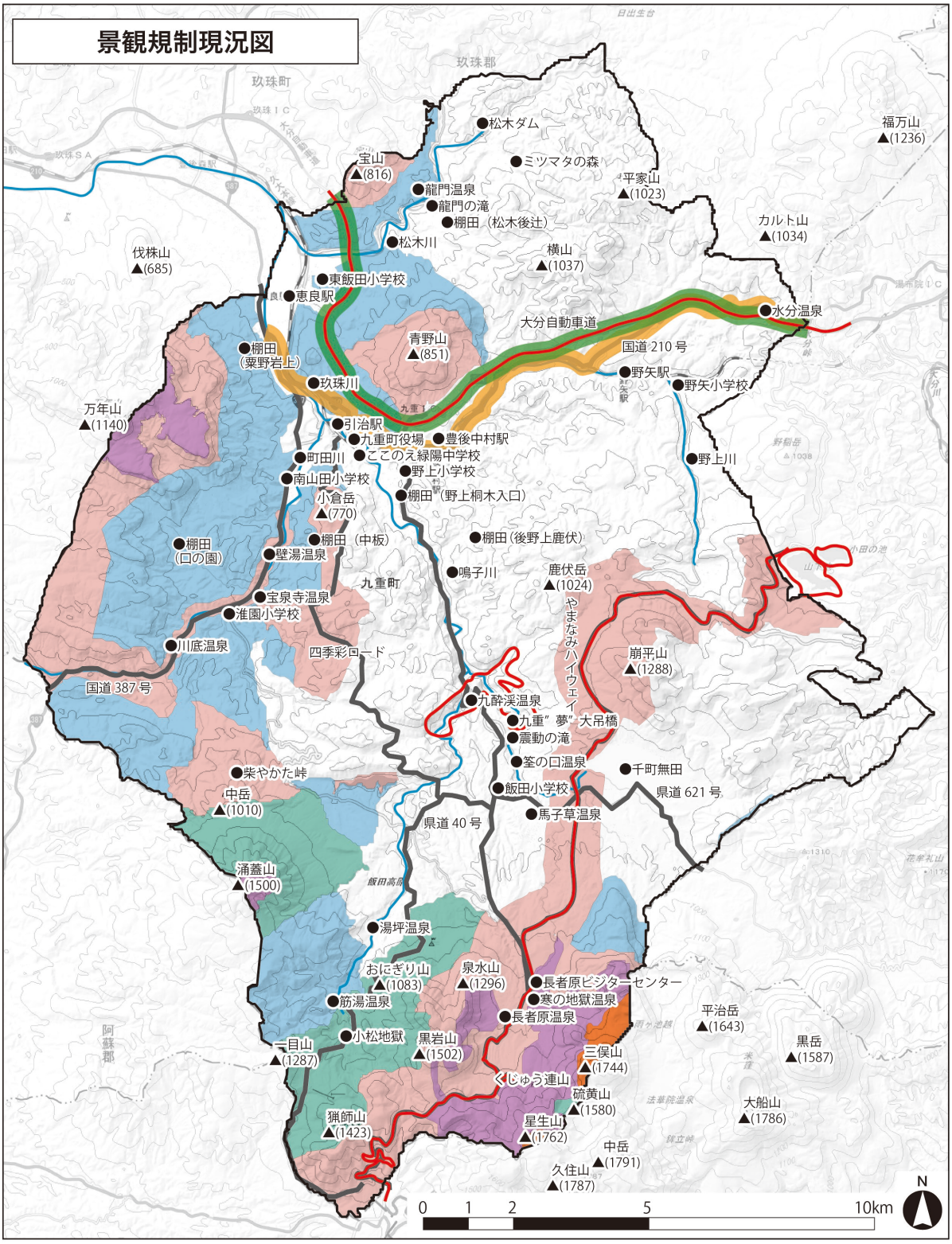

凡例

【自然公園法】

- 特別保全地区
- 第１種特別地域
- 第２種特別地域
- 第３種特別地域
- 普通地域

【大分県沿道の景観保全に関する条例】

- 九州横断自動車道長崎大分線沿道環境美化地区
- 賀来・滝瀬間沿道環境美化地区

【大分県屋外広告物条例】

- 禁止区域等

地図出典：国土地理院地図を一部加工

（2）景観を規制する法令一覧

根拠となる法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項	罰則規定
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許 可 (15 の 2)	・農用地区域内の開発行為	懲役又は罰金
		(17)	・農地等の転用	-
農地法	農地	許 可	・農地の転用	懲役又は罰金
			・農地を転用するための権利設定又は移転	
森林法	保安林	許 可	・立木の伐採	罰金
			・土地の形質変更 など	
	地域森林計画の対象となる民有林	許 可	・10,000 ㎡以上の開発	罰金
			・立木の伐採	
河川法	玖珠川、松木川、鳴子川、町田川、野上川の水面	許 可	・河川の流水の占用	懲役又は罰金
			・河川区域内の土地の占用	
			・河川区域内における土石等の採取	
			・河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除去	
			・河川区域内における土地の掘削、盛土、切土	
文化財保護法	周知の埋蔵文化財・包蔵地 （遺跡）	届 出 (93-1)	・土木工事等を目的とした発掘行為	過料
	史跡名勝天然記念物	許 可 (125-1)	・現状変更	罰金
			・保存に影響をおよぼす行為	
	重要文化財	許 可 (43-1)	・現状変更	罰金
			・保存に影響をおよぼす行為	
廃棄物の処理又は清掃に関する法律	町全域	処理施設の 許 可	・廃棄物の適正な処理 （不法投棄等）	懲役又は罰金
大分県沿道の景観保全等に関する条例	九州横断自動車道長崎大分線沿道環境美化地区(九州横断自動車道長崎大分線沿い・道路の側端から 20m の範囲) 賀来・滝瀬間沿道環境美化地区(県道大分挾間線～国道 210 号沿い道路の区域から 20m の範囲)	届 出	次の大規模模行為を行う場合 ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（高さ 13m または建築面積 500 ㎡超） ・工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（高さ 13m 超） ・擁壁高さ 5m 超 ・屋外の物品の貯蔵、集積（高さ 2m 超、水平投影面積 100 ㎡超、90 日超）	指導、勧告、公表

根拠となる法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項	罰則規定
大分県屋外広告物条例	町全域	許 可	・屋外広告物又はそれに類するものの掲示	罰金
自然公園法	阿蘇くじゅう国立公園 ・特別保護地区 ・第１種特別地域 ・第２種特別地域 ・第３種特別地域 耶馬日田英彦山国定公園 ・第１種特別地域 ・第２種特別地域	許 可	・工作物の新設、改築、増築 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採，土石の採取 ・広告物の掲出・設置，工作物等への表示 ・土地の開墾・土地の形状変更 ・屋外での集積、貯蔵 ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩変更	懲役又は罰金
	阿蘇くじゅう国立公園 ・普通地域 耶馬日田英彦山国定公園 ・普通地域	届 出	・工作物の新設、改築、増築 ・建築物高さ 13m超又は延べ面積 1,000 ㎡超 ・送水管 長さ 70m超 ・鉄塔 高さ 30m超 ・鉱物の掘採，土石の採取 （面積が 200 ㎡超かつ高さが 5m超の切土又は盛土） ・広告物類の掲出・設置，工作物等への表示 ・土地の形状変更（農林業を除く） （面積が 200 ㎡超かつ高さが 5m超の切土又は盛土） ・太陽光発電施設 水平投影面積の和 1,000 ㎡超	罰金

■景観計画では、次の許認可の上乗せ基準を定めることができます。

・屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出物件の設置に関する制限
・自然公園法の基準

■景観法では、関連法令の次の行為については、届出を不要としています。

・文化財保護法の許可、届出、協議に係る行為
・屋外広告物条例に適合する屋外広告物の表示、屋外広告物掲出物件の設置

■大分県沿道の景観保全等に関する条例

・対象の沿道を区域にする景観計画を策定した場合、適用されなくなります。

2-3 景観アンケート

以下に、町民を対象に実施した景観アンケート結果の概要を記載します。

（1）アンケートの目的・方法等

①調査の目的

本調査は、誇りや愛着を持っている景観や改善が必要と考える景観等の景観に関する意識を把握し、本計画の基礎資料とするために実施しました。

②調査の方法

対象者　：住民基本台帳から無作為に1,500人を抽出
調査方法：郵送調査及びインターネット調査
調査時期：令和６年１月9日～令和６年1月31日

③配布・回収状況

発送数1,500票　有効回収数468票
（郵送回収数310票　インターネット回収数158票）
有効回答率31.2%

（2）アンケート結果（概要）

【年齢構成】

「60 歳～69 歳」が 21.8%と最も多いです。次いで「40 歳～49 歳」（21.6%）、「70 歳～」（20.9%）となっています。

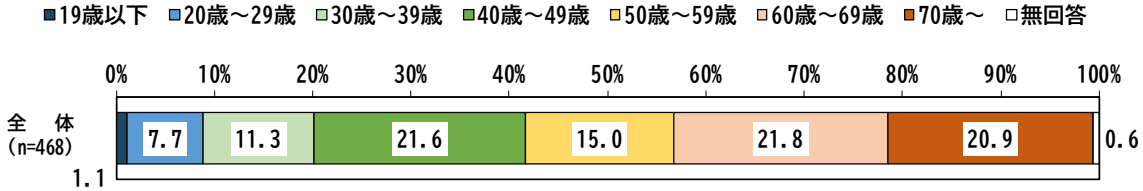

【居住地区】

「南山田地区」が 27.8%と最も多いです。次いで「野上地区」（27.4%）、「飯田地区」（21.6%）、「東飯田地区」（21.2%）となっています。

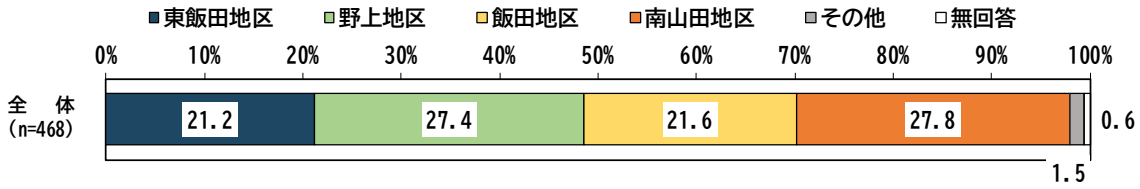

【景観やまちなみなどへの関心度】

「関心がある」が 38.0%と最も多いです。次いで「多少関心がある」（28.6%）、「大いに関心がある」（25.2%）となっています。

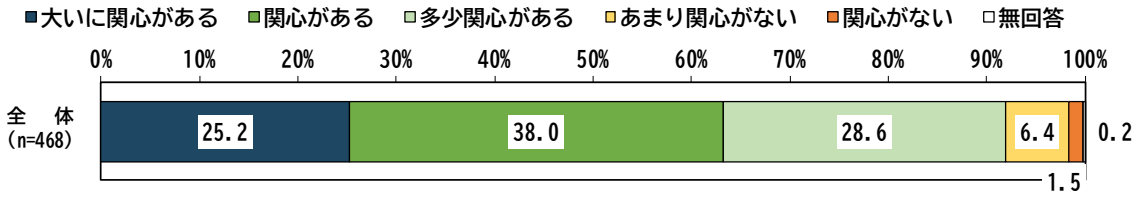

【景観やまちなみなどへの印象】

「どちらかというと優れている」が 38.7%と最も多いです。次いで「優れている」（31.8%）、「どちらとも言えない」（19.0%）となっています。

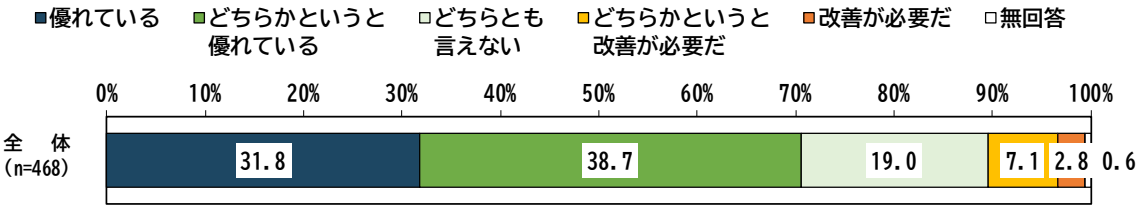

【誇りや愛着を感じ人に勧めたい景観】

「くじゅう連山の山並み」が 60.5%と最も多いです。次いで「やまなみハイウェイからの沿道景観（飯田高原など）」（41.9%）、「吊り橋からの景観」（36.1%）、「夜の星空景観」（23.7%）となっています。

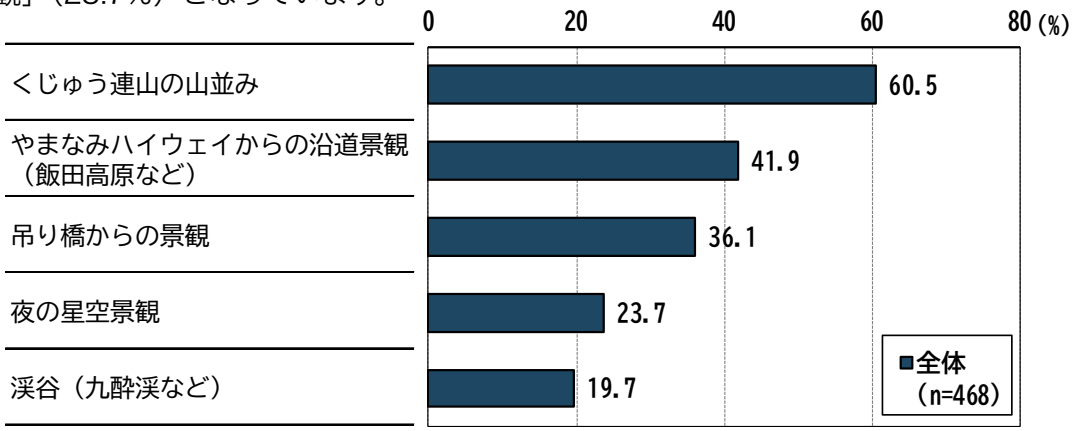

※結果概要として上位５項目を掲載

【景観やまちなみを損ねていると感じるもの】

「空き家、空き店舗、空き別荘」が 59.4%と最も多いです。

次いで「耕作放棄地」（43.2%）、「野ざらしになっている廃棄物、スクラップ等」（37.4%）となっています。

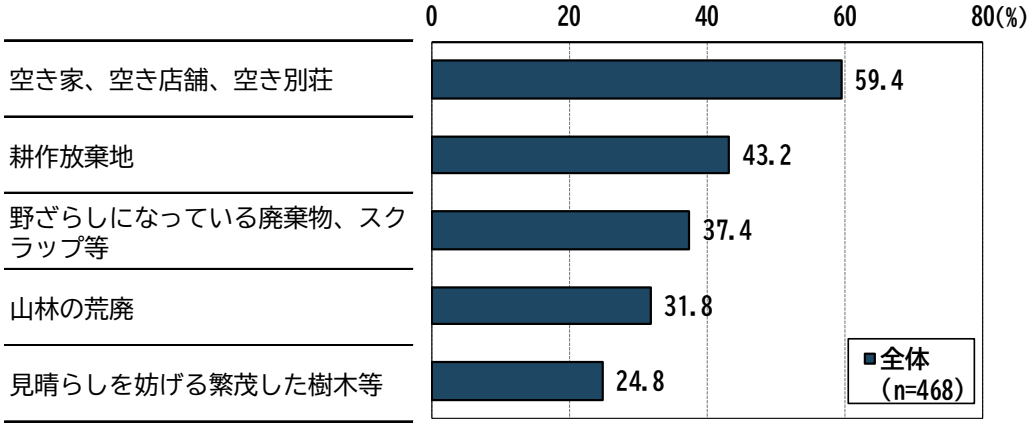

※結果概要として上位５項目を掲載

【良好な景観づくりに取り組むことの重要性】

「とても重要である」が 43.6%と最も多いです。次いで「重要である」（42.5%）、「どちらとも言えない」（10.5%）となっています。

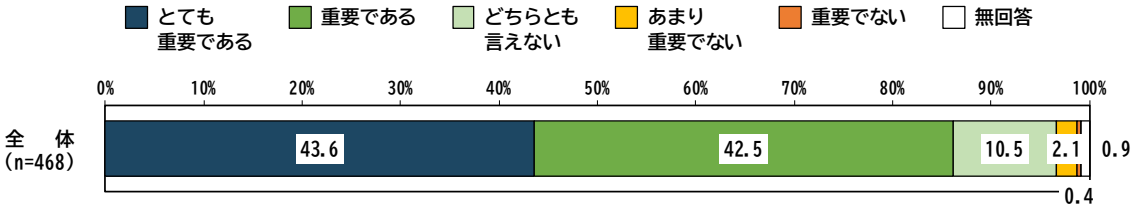

【景観やまちなみを良くするために必要な取り組み】

「耕作が放棄された農地や荒れた里山に対しては、事業を続けられるように支援する」が 31.6%と最も多いです。次いで「森林を守る」（30.6%）、「大規模な太陽光発電や風力発電は、景観を壊す場合があるので、高さや建てる場所に配慮する」（26.9%）となっています。

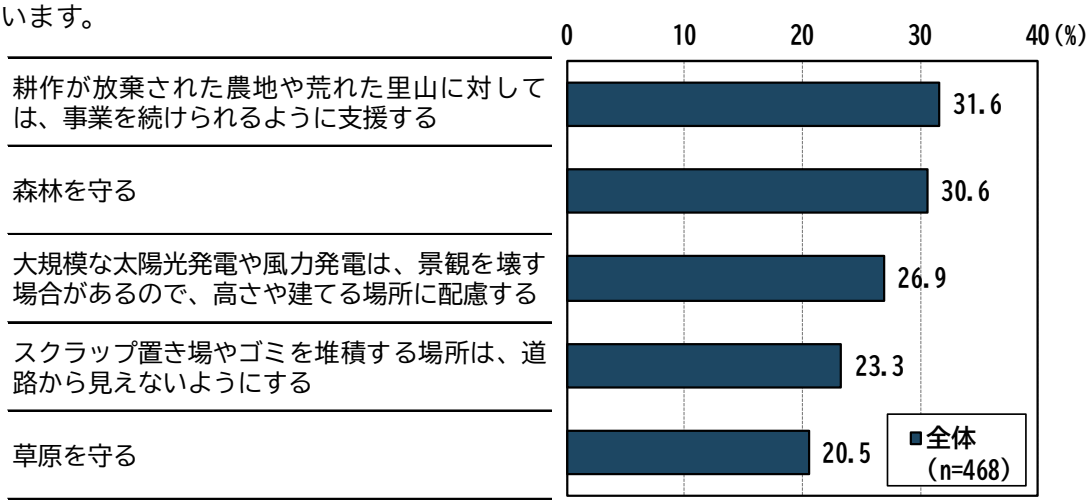

※結果概要として上位５項目を掲載

【良好な景観づくりに向けた行政が重点的に取り組むべきこと】

「緑地や水辺などの自然景観の保全」が 59.2%と最も多いです。

次いで「景観に配慮した道路や河川の整備、公共施設の建築」（46.8%）、「違法な看板や不法占拠などの取り締まり、撤去」（37.4%）となっています。

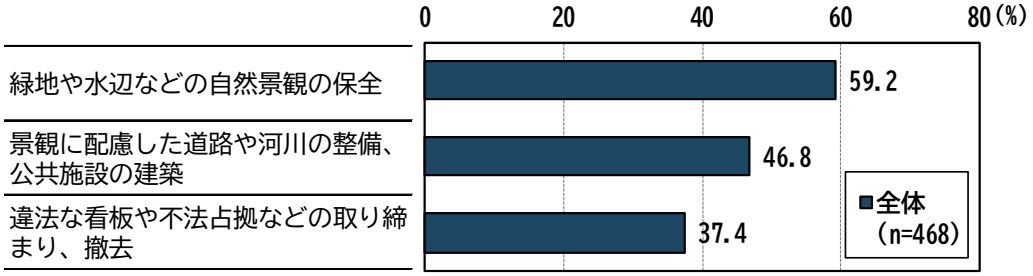

※結果概要として上位３項目を掲載

【良好な景観づくりに向けた民間企業や事業者の役割】

「施設を建設する際には、地元との充分な意見交換を行って欲しい」が 54.1%と最も多いです。

次いで「自然環境への負担の少ない建物や工作物にして欲しい」（45.3%）、「周辺の景観と調和する建物や工作物にして欲しい」（41.7%）、となっています。

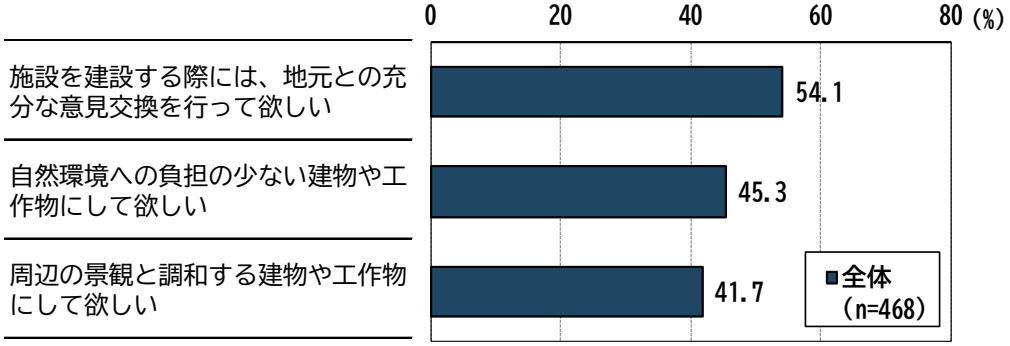

※結果概要として上位３項目を掲載

【良好な景観づくりに向けた町民の役割】

「日々暮らす生活環境の景観に関心を持つ」が 68.2%と最も多いです。

次いで「自分が景観づくりの担い手であることを認識する」（35.0%）、「地域の歴史や文化を大切にする美化活動や緑化・花植え活動などに参加する」（26.9%）となっています。

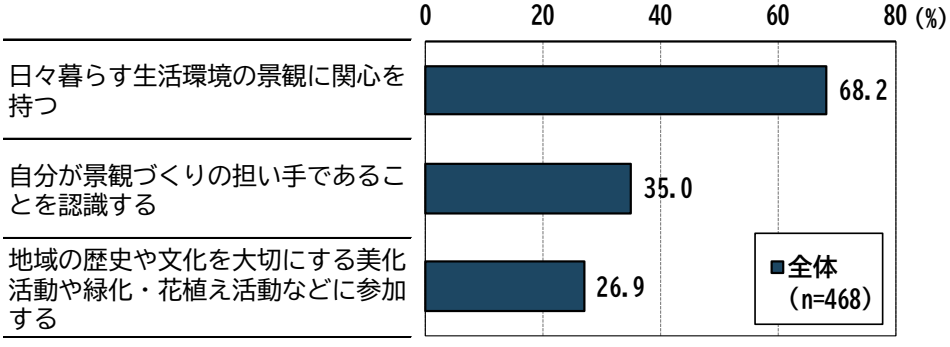

※結果概要として上位３項目を掲載

【あなただけの身近なとっておきの風景】

下記の通り、山、田園・高原、川・滝、四季の植物、自然現象、温泉・まちなみ等、多くの回答をいただきました。

種別	とっておきの風景の具体的な場所　※カッコ内の数字は意見の数です
山	（37）涌蓋山、（24）くじゅう連山、（15）山々、山並み （10）万年山、三俣山、小倉岳 （6）硫黄山、（4）泉水山、おにぎり山・草原、伐株山（玖珠町） （3）くじゅう連山冠雪、緑の山々（九重“夢”大吊橋） （1）万年山冠雪、万年山夕焼け、宝山、平家山
田園・高原	（12）田園風景、（7）飯田地区・高原、（6）長者原、タデ原湿原 （5）やまなみハイウェイ、（4）野矢地区、（3）千町無田の田園風景 （2）棚田、南山田地区 （1）九重玖珠盆地、大地、湿原、四季彩ロード、国道 210 号、国道 387 号
川・滝・湖等	（5）龍門の滝、渓谷（2）川、九重“夢”大吊橋から見る滝、玖珠川 （1）壁湯近くの川、河川敷、松木川、松木ダム、野上川上流、みいれが池、町田川、串野川、天ヶ谷貯水池
四季の植物	（21）紅葉、（10）ススキ、（3）桜並木 （2）草原、おはるばる草原、木々 （1）イチョウ、桜（宮地嶽神社）、桜（右田神社）、ブンゴボダイジュ、もみじ、新緑、ミヤマキリシマ、四季桜
自然現象	（20）星空、（15）夕陽・夕焼け、（4）雲海（田んぼの） （3）樹氷・ダイヤモンドダスト、（2）夕陽と田んぼ （1）空、氷柱、小松地獄
温泉・まちなみ	（3）温泉地の風景、豊後中村駅茅葺屋根 （1）町田のまちなみ、豊後中村駅商店街、学校とまちなみ、湯坪共同浴場
施設・人工物	（6）線路・鉄道、（3）野上地区田園煙突蒸気 （2）スキー場、八丁原発電所蒸気 （1）松岡公園、煙突、高速道路、麻生釣の小道、九重“夢”大吊橋、牧口橋、引治駅と老健施設
神社・寺・石橋	（3）宝八幡宮、小倉神社、石橋群、（2）菅原天満宮、牧口八幡社赤鳥居 （1）松原神社、浄明寺、鹿伏神社、大山積神社
営み・生物	（5）ホタル、（3）野焼き、（1）稲穂の掛け干し

九重町の特徴的な風景

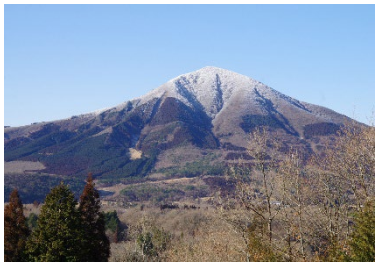
涌蓋山

温泉地の風景

紅葉

星空

夕陽・夕焼け

田園風景

2-4 良好な景観を保全・形成するための課題

本町の景観特性、アンケート調査結果、座談会等の意見をふまえ、良好な景観を保全・形成するための課題を以下に整理します。

（1）良好な景観の保全・形成に関わる課題

❶自然景観に調和した大規模再生可能エネルギー施設の建設誘導

本町においては、自然公園の区域が町域の過半を占めます。これは、その他の地域では、自然公園法に基づく許認可の必要がないことを表してます。

やまなみハイウェイなどの主要な視点場から見える場所に、太陽光や風力発電施設などの大規模再生可能エネルギー施設が建設されると、本町の雄大な自然景観を著しくき損することとなります。

一方、再生可能エネルギー施設は、社会の脱炭素化に向けては必要な施設です。

そのため、本計画では、景観上重要な場所から再生可能エネルギー施設が見えない配慮を求めるルールを定め、自然景観と大規模再生可能エネルギー施設の調和を図ります。

❷原風景としての文化的景観の継承

人々の生活や生業と密接に関わりながら、人と自然との相互作用によってつくられている景観を「文化的景観」といいます。

草原は、かつて町全域に分布していましたが、野焼きを実施する住民の高齢化や、採草放牧地としての利用減少にともない、現在でも野焼きを継続している草原は限られた地域となりました。

しかしながら現在においても、地域住民の相互協力により行われる野焼きは、私たちの暮らしに身近な風景であり、九重町の原風景と言えます。

また、草原に加えて、水田（棚田）、クヌギなどの疎林も、人と自然が密接に関わる九重町の原風景のひとつであり、そこで営まれる「牛の放牧」、「掛け干し」、「わら小積み」、「シイタケ栽培」など、伝統的な生業を今に伝える文化的景観は、次世代へ伝えていく必要があります。

❸四季折々の景観、そのときにしかない景観の保全・活用

本町の四季は「春は黒」「夏は青」「秋は赤」「冬は白」と表現され、季節の移ろいを鮮やかな彩りで見せてくれます。

アンケートにおいても、とっておきの風景として「桜」「紅葉」「新緑」「ススキ」「星

空」「夕日・夕焼け」「雲海」「樹氷・ダイヤモンドダスト」など、四季折々の景観やその瞬間にしか見られない本町ならではの景観が挙げられました。

これらの景観は、今後も保全していくべき大切な資源であると同時に、都市部の人々やインバウンドにとっては、非常に魅力的で印象深い景観です。

こうした九重町ならではの景観を守り、活用することで観光振興や地域活性化につなげていくことが求められます。

（2）良好な景観の保全・形成に向けた取組の課題

❶九重町の景観の価値の明文化と共有化

本町には、雄大な自然景観や田園風景に代表される文化的景観が形成されています。このような景観は町の個性であり、今後も大切に育みながら、次世代へ伝えていく必要があります。アンケートにおいても、７割が、本町の景観は「優れている」との回答でした。

本計画を、多くの町民が手にとり、本町の景観が「優れている理由」を理解・共有し、景観への興味関心を高めることが大切です。

そのため、本計画において、景観の魅力や価値をわかりやすく記載し、町民、ひいては訪れる来訪者への理解促進と共有化を図る必要があります。

❷景観保全・形成の担い手の育成や確保

本町の主要産業である農林業は、担い手の高齢化や後継者不足が進行しています。担い手不足による山林や田畑の維持管理が不十分になってしまうと、自然景観の荒廃に結び付いてしまいます。

移住・定住政策と連携し、自然景観を維持管理する農林業の担い手の育成及び確保は喫緊の課題です。

また、小中学校生に対する景観学習などを継続的に実施し、景観への魅力の気付きを促し、郷土愛を育み、本町のこれからの景観の担い手を育てていくことも大切です。

コラム

九重町の観天望気（お天気ことば）・ことわざ

九重町の人々の暮らしは、自然現象や生きものと密接に関係しながら営まれてきました。以下に、人々の暮らしと景観の関係を伺い知ることができる観天望気やことわざについて紹介します。

春

コブシの花が咲いたら苗代をする
モモの花が満開になったらスイカやカボチャの種を植える
クヌギの葉が出たらワラビが出る

夏

マタタビの葉の白い部分が多い年は日年（日よりがよい年）
ニイニイゼミ（飯田はヒグラシ）が鳴いたら梅雨明け
ネムノキ（飯田はウノハナ）の花が咲いたら小豆を植える

秋

ツクツクボウシが鳴いたら秋になる
秋の夕焼け鎌を砥げ
（次の日は晴天なので、翌日の農作業に備えて鎌を砥ぐといい）

冬

カマキリが巣（卵）を低いところにつくったら雪が少ない

山

硫黄山の煙が前に流れると、天気が悪くなる
涌蓋山・万年山・平家山に雲がかかると雨が降る
横山に霧がかかると雨が降る

コブシ

硫黄山の煙

出典：生物多様性ここのえ戦略

第3章　景観計画の理念と景観保全・形成方針

3-1　景観計画の理念

人々が暮らしの中で自然に寄り添い育んできた
九重町の景観を次世代に引き継ごう

九重町は、何万年も前から続く雄大な山々、高原、名瀑、地熱、温泉などの自然の恩恵とともにあります。このような環境の中で、先人たちは長い年月をかけて自然に寄り添いながら暮らす中で、九重町らしい景観を育んできました。

雄大な自然景観や見上げた満天の星空、先人たちが築いてきた草原や農地は、過去から未来の子ども、孫へと引き継ぐ大切な贈り物（バトン）です。

自然の恵みがもたらす本町の景観を子ども達への贈り物とするため、遠い将来を見据えた良好な景観の保全・形成に資する景観計画とします。

また、進行する過疎化や近年の自然災害等により、地域の疲弊が進んでいることが課題となっています。景観を守り、次世代に引き継いでいくためには、暮らしを守ることが不可欠です。そのため、本町の主産業（農林業、観光業等）の持続性や地域の活力を高める糸口の一つとなる景観計画とします。

上記の趣旨をふまえ、本計画の理念を「人々が暮らしの中で自然に寄り添い育んできた九重町の景観を次世代に引き継ごう」とします。

春は黒なり

夏は青なり

秋は赤なり

冬は白なり

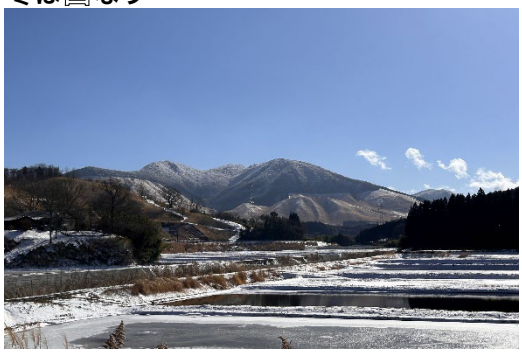

大自然の移ろい・季節の移ろいを肌で感じることができる九重町の景観

3-2 景観計画の基本方針

（1）良好な景観の保全・形成に向けた課題と基本方針の関係

以下に、「良好な景観の保全・形成に関わる事項」及び「良好な景観の保全・形成に向けた取組に関わる事項」の課題と基本方針の対応関係を整理します。

良好な景観の保全・形成に関わる事項

課題	基本方針
①自然景観に調和した大規模再生可能エネルギー施設の建設誘導	①自然景観の維持・保全を図る
②原風景としての文化的景観の継承	②田園・森林景観の維持・保全を図る
③四季折々の景観、そのときにしかない景観の保全・活用	③地域の中心地における良好なまちなみ景観の形成を図る
	④温泉地の良好な景観の保全・形成を図る
	⑤眺望景観の保全・活用を図る
	⑥星空景観の保全・活用を図る

良好な景観の保全・形成に向けた取組に関わる事項

課題	基本方針
①九重町の景観の価値の明文化と共有	①九重町の景観の価値を明らかにし、共有化を図る
②景観保全・形成の担い手の育成や確保	②良好な景観の次世代への継承と担い手の育成を図る

（2）良好な景観の保全・形成に関わる基本方針

❶自然景観の維持・保全を図る

本町は、全域に雄大な自然景観が広がります。その自然景観は四季折々の表情を見せ、暮らす人、訪れる人を魅了します。

やまなみハイウェイ沿い等の自然公園に指定された区域だけでなく、本町全域において豊かな自然景観の維持・保全を図ります。

❷田園・森林景観の維持・保全を図る

水田、畑、牧草地などの田園風景、広葉樹、針葉樹が広がる森林景観など人々の生業が、豊かな景観を作り出しています。

本町の人々の暮らしとともにある田園・森林景観の維持・保全を図ります。

❸地域の中心地における良好なまちなみ景観の形成を図る

本町は、地域ごとに、個性あるまちなみがあります。

地域が有するまちの歴史を未来へ継承し、新旧の建物の調和と周辺の自然環境との調和を図ります。

❹温泉地の良好な景観の保全・形成を図る

「九重“夢”温泉郷」※として、泉質や効能の異なる個性豊かな温泉地が町内に点在しています。「九重“夢”温泉郷」の一体感及び各温泉地の個性を創造する景観形成を図ります。

※筋湯温泉、川底温泉、湯坪温泉、九酔渓温泉、筌の口温泉、龍門温泉、寒の地獄温泉、宝泉寺温泉、馬子草温泉、壁湯温泉、水分温泉、長者原温泉

❺眺望景観の保全・活用を図る

やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロード沿道の主要な視点場、九重“夢”大吊橋などからは、雄大な眺望景観を一望できます。

このような、主要な視点場からの眺望景観の保全を図るとともに、誘客促進等のために活用していくことが必要です。

⑥星空景観の保全・活用を図る

本町の星空は、その美しさが、見る人を魅了します。澄んだ星空を見上げると「星が落ちてくるように見える」とも言われています。また、町内にはホタルの名所が多数点在します。

美しい星空やホタルが舞う夜間景観を将来にわたり保全するため、「照明設備の上空照射を控える」、「人、動植物、夜空の明るさなどに影響を与えるため、青色光は使用を抑制する」などの取組に努めます。

そして、その美しい夜の景観を観光資源として活用し交流人口等の増加につなげます。

（3）良好な景観の保全・形成に向けた取組の基本方針

❶九重町の景観の価値を明らかにし、共有化を図る

本計画においては、「生活・生業」、「歴史・文化」、「地形・地質」という３つの視点で景観の魅力や価値を整理します。そして、本町の景観の魅力や価値をわかりやすい形（言葉、写真、イラスト等）で記載し、町民、ひいては訪れる来訪者への理解促進と共有化を図ります。

また、景観の魅力や価値のアーカイブ化、SNS 等での情報発信を行うともに、子どもや高齢者にも理解しやすいような景観ガイドブック等の作成も検討します。

❷良好な景観の次世代への継承と担い手の育成を図る

自然景観、田園・森林景観、まちなみ景観、温泉地の景観、眺望景観、星空景観、これらは全て、本町が次世代に引き継ぐべき町の宝ともいえる景観です。

本町の景観の価値を町民が共有し、親から子へ、子から孫へと引き継いでいく必要があります。

また、これから本町の将来の担い手である子ども達に、景観の魅力や価値をわかりやすく伝え、身近な景観の大切さへの気づきを促す取組（例　景観教室など）を行います。

3-3 景観計画の区域

（1）区域設定の考え方

本町の景観の保全及び形成を図るため、行為の制限などのルールを定める区域を設定します。ルールの内容に応じて「一般区域」、「重点景観区域」を設定します。

また、将来的に地域の機運が醸成された段階で「重点景観区域」とすることを検討する区域として「重点景観検討区域」を設定します。

	一般区域	重点景観区域	重点景観検討区域
定義	全町共通で守るべきルールを定める区域	本町を象徴する自然景観等の保全・形成を図るため、きめ細かなルールを定める区域	地域の機運が醸成された段階で重点景観区域とすることを検討する区域
対象区域	本町全域	やまなみハイウェイ、四季彩ロード沿道の視点場、九重“夢”大吊橋から見える範囲※詳細は次ページ	①九重“夢”温泉郷区域（筋湯温泉、湯坪温泉、宝泉寺温泉） ②龍門の滝周辺区域 ③豊後中村駅周辺区域

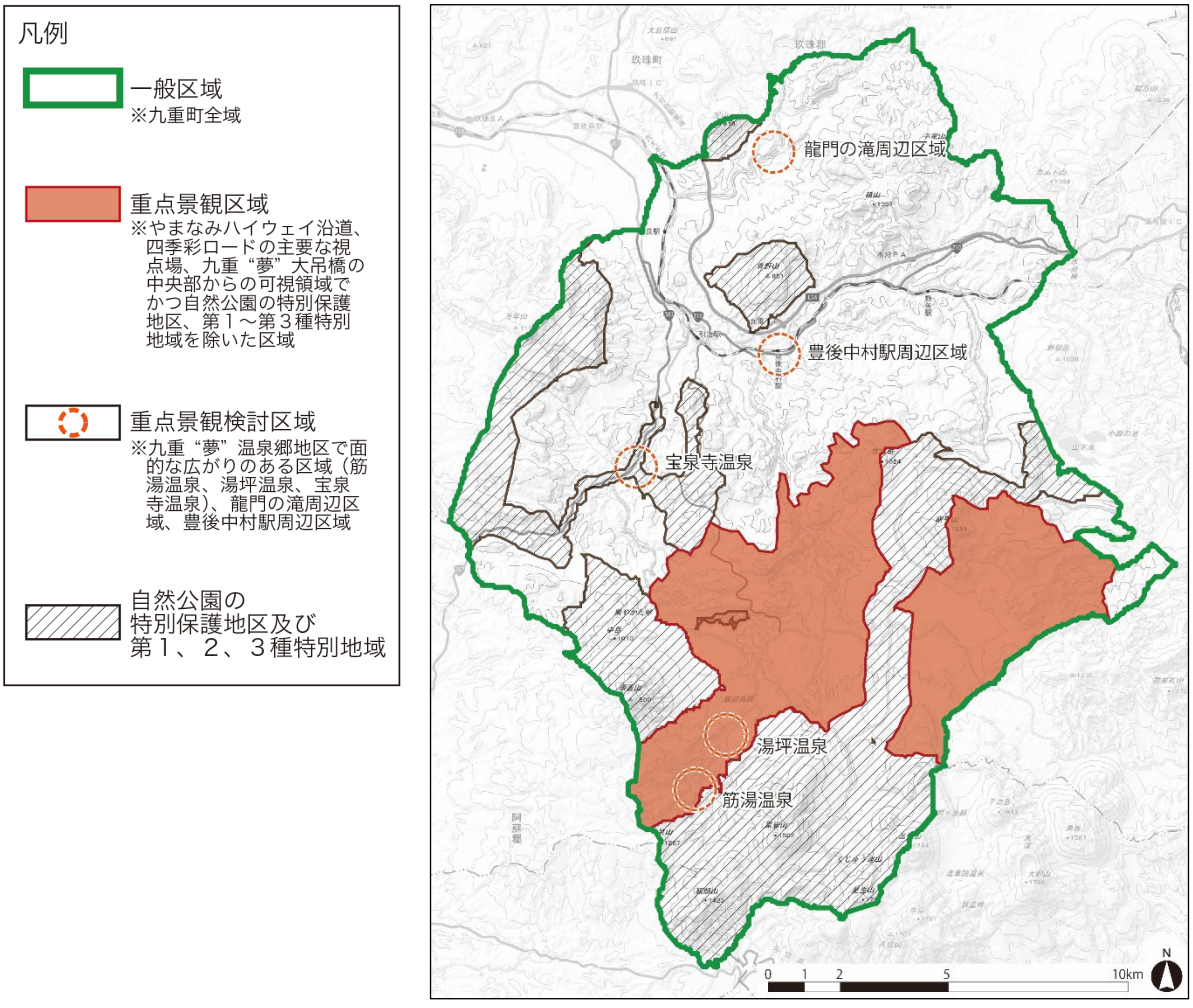

地図出典：国土地理院地図を一部加工

（2）重点景観区域指定の考え方

やまなみハイウェイ、四季彩ロード沿道の視点場、九重“夢”大吊橋から見える範囲を含む字界を境界とし、かつ自然公園の特別保護地区及び第１、２、３種特別地域を除いた範囲を重点景観区域と設定します。

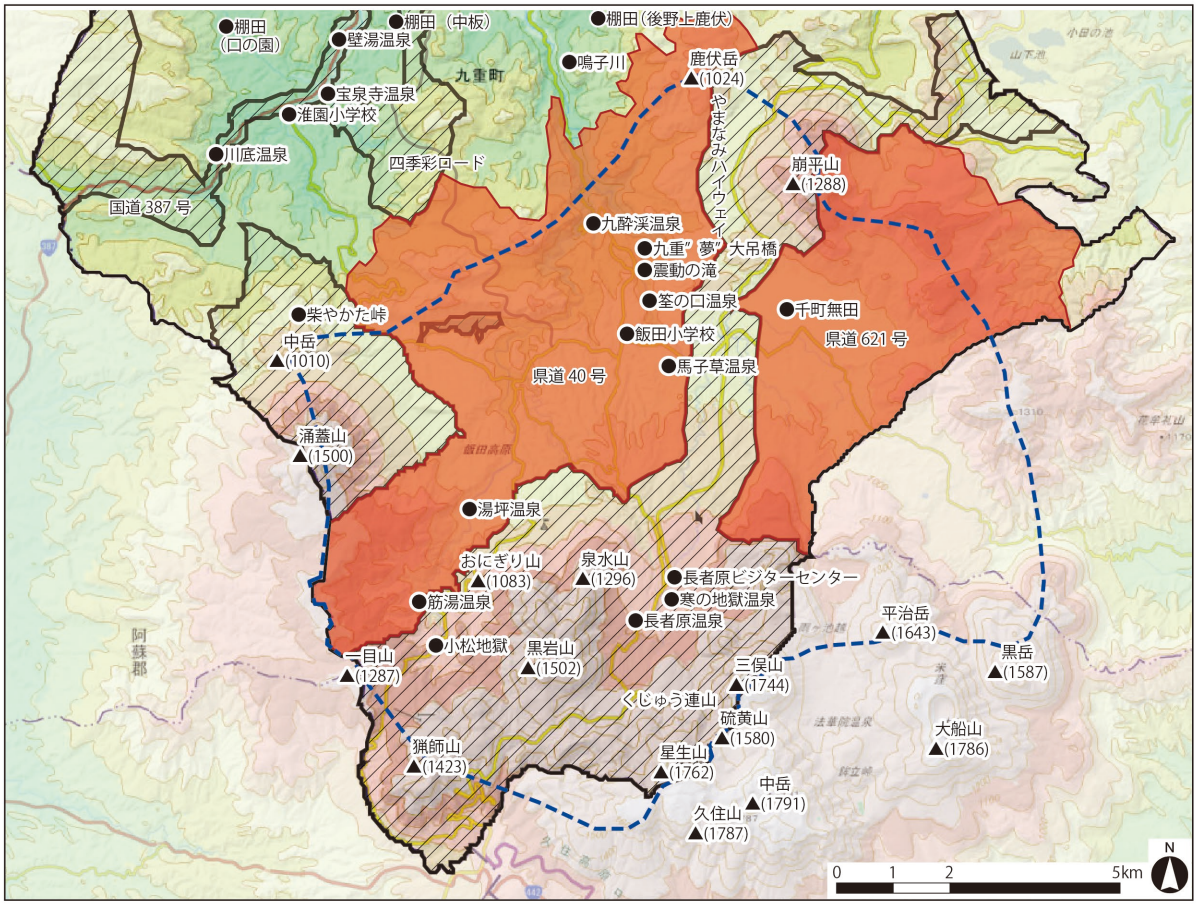

凡例

【区域区分】

- 重点景観区域
- 自然公園の特別保護地区及び第１、２、３種特別地域
- やまなみハイウェイ、四季彩ロード沿道視点場、九重“夢”大吊橋から見た山の稜線をつないだ可視領域

【標高】

9m ～	300m 以下
300m ～	400m 以下
400m ～	500m 以下
500m ～	600m 以下
600m ～	700m 以下
700m ～	800m 以下
800m ～	900m 以下
900m ～	1,000m 以下
1,000m ～	1,100m 以下
1,100m ～	1,200m 以下
1,200m ～	1,600m 以下
1,600m ～	2,000m 以下

地図出典：国土地理院地図を一部加工

3-4 景観保全・形成方針

座談会、シンポジウム等での意見をふまえた町全域、重点景観区域、重点景観検討区域の景観保全・形成方針を以下に整理します。

（1）町全域の景観保全・形成方針

①自然公園特別保全エリア

凡例：

景観特性	雄大な自然と豊かな生態系を有する地域です。
景観保全・形成方針	自然公園と連携して、優れた自然景観の維持・保全を図ります。
設定の考え方	自然公園法における特別保護地区及び第１種、第２種、第３種特別地域※１

※１：阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園

三俣山

宝山

②自然公園保全エリア

凡例：

景観特性	上記の特別保全エリアに準じて、雄大な自然と豊かな生態系を有する地域です。
景観保全・形成方針	上記の特別保全エリアに準じて、自然公園と連携し、優れた自然景観の維持・保全を図ります。
設定の考え方	自然公園法における普通地域※１

※１：阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園

うるが水台周辺からの眺望

龍門の滝

③田園・森林エリア

凡例：

景観特性	田園風景や高原、田畑、里山が広がる区域です。
景観保全・形成方針	町民や来訪者に安らぎ、懐かしさ、潤いを与える緑豊かな景観の保全を図ります。
設定の考え方	自然公園特別保全エリア、自然公園保全エリア、地域の中心地エリアに属さない地域

後野上鹿伏の棚田

恵良台

④地域の中心地エリア

凡例：

景観特性	地域で暮らす人の生活を支える中心地として、個性あるまちなみ景観が存在します。
景観保全・形成方針	地域の中心地が有するまちの歴史を未来へ継承し、新旧の建物の調和と周辺の自然環境との調和に努めます。
設定の考え方	一定の建物集積がみられる区域を設定

東飯田のまちなみ

南山田のまちなみ

⑤道路景軸

凡例：

景観特性	拠点間を道路空間により連絡しています。
景観保全・形成方針	沿道のまちなみ、屋外広告物、自然環境との調和に配慮した特徴ある良好な景観形成を推進します。
設定の考え方	一定の交通量を有し、観光ルートになっている道路 ※2

※2：大分自動車道、やまなみハイウェイ、国道 210 号、国道 387 号、県道 40 号、県道 621 号、四季彩ロード等

国道 210 号

国道 387 号

⑥水系軸

凡例：

景観特性	山々の麓から発する形で、東西南北に河川が流れ、渓谷や滝とともに美しい河川景観を形成しています。
景観保全・形成方針	渓谷、河川、滝が織りなす自然景観の保全を図ります。
設定の考え方	本町を代表する水辺景観を形成している河川、滝等 ※3

※3：玖珠川、松木川、鳴子川、町田川、野上川、震動の滝、龍門の滝

玖珠川

鳴子川

（2）重点景観区域の景観保全・形成方針

①やまなみハイウェイ沿道	
景観特性	やまなみハイウェイを通過すると、高原、美しい山肌、抜けるような空が次々と現れます。
景観保全・形成方針	やまなみハイウェイを通過する過程でのシークエンス景観※４、主たるカメラスポットでの眺望景観を保全します。
設定の考え方	やまなみハイウェイ沿道からの可視領域

※4：視点を移動させながら（自転車や車の乗車中）次々と移り変わっていくシーン（場面）を連続的に相次いで体験する景観

新緑とやまなみハイウェイ

雪景色とやまなみハイウェイ

②四季彩ロード沿道からの眺望

景観特性	くじゅう連山、涌蓋山へのパノラマ景観が望めます。
景観保全・形成方針	四季彩ロード沿い視点場（パーキング）からのパノラマ景観を保全します。
設定の考え方	四季彩ロード沿い視点場（パーキング）からの可視領域

くじゅう連山

③九重“夢”大吊橋からの眺望

景観特性	震動の滝、渓谷と原生林、遠くにはくじゅう連山が望めます。
景観保全・形成方針	九重“夢”大吊橋からの 360 度のパノラマ大景観を保全します。
設定の考え方	九重“夢”大吊橋の中心箇所を視点場とし、360 度のパノラマ景観

震動の滝

（3）重点景観検討区域の景観保全・形成方針

①九重“夢”温泉郷区域（筋湯温泉、湯坪温泉、宝泉寺温泉）	
景観特性	泉質や効能の異なる個性豊かな温泉地です。
景観保全・形成方針	九重“夢”温泉郷の個性を創造する景観形成に努めます。
設定の考え方	九重“夢”温泉郷※５で面的な広がりのある区域（筋湯温泉、湯坪温泉、宝泉寺温泉）

※5：筋湯温泉、川底温泉、湯坪温泉、九酔渓温泉、筌の口温泉、龍門温泉、寒の地獄温泉、宝泉寺温泉、馬子草温泉、壁湯温泉、水分温泉、長者原温泉

筋湯温泉

筋湯温泉

湯坪温泉

湯坪温泉

宝泉寺温泉

宝泉寺温泉

②龍門の滝周辺区域

景観特性	龍門の滝は、豪快な二段落としの滝です。
景観保全・形成方針	滝周辺の観光振興と一体となった景観形成に努めます。
設定の考え方	龍門の滝の周辺

龍門の滝

③豊後中村駅周辺区域

景観特性	茅葺屋根の豊後中村駅を中心として直線状にまちなみが連なります。
景観保全・形成方針	駅周辺の賑わい形成や潤いあるまちなみ形成に資する景観づくりに努めます。
設定の考え方	豊後中村駅を中心とした商店街

豊後中村駅

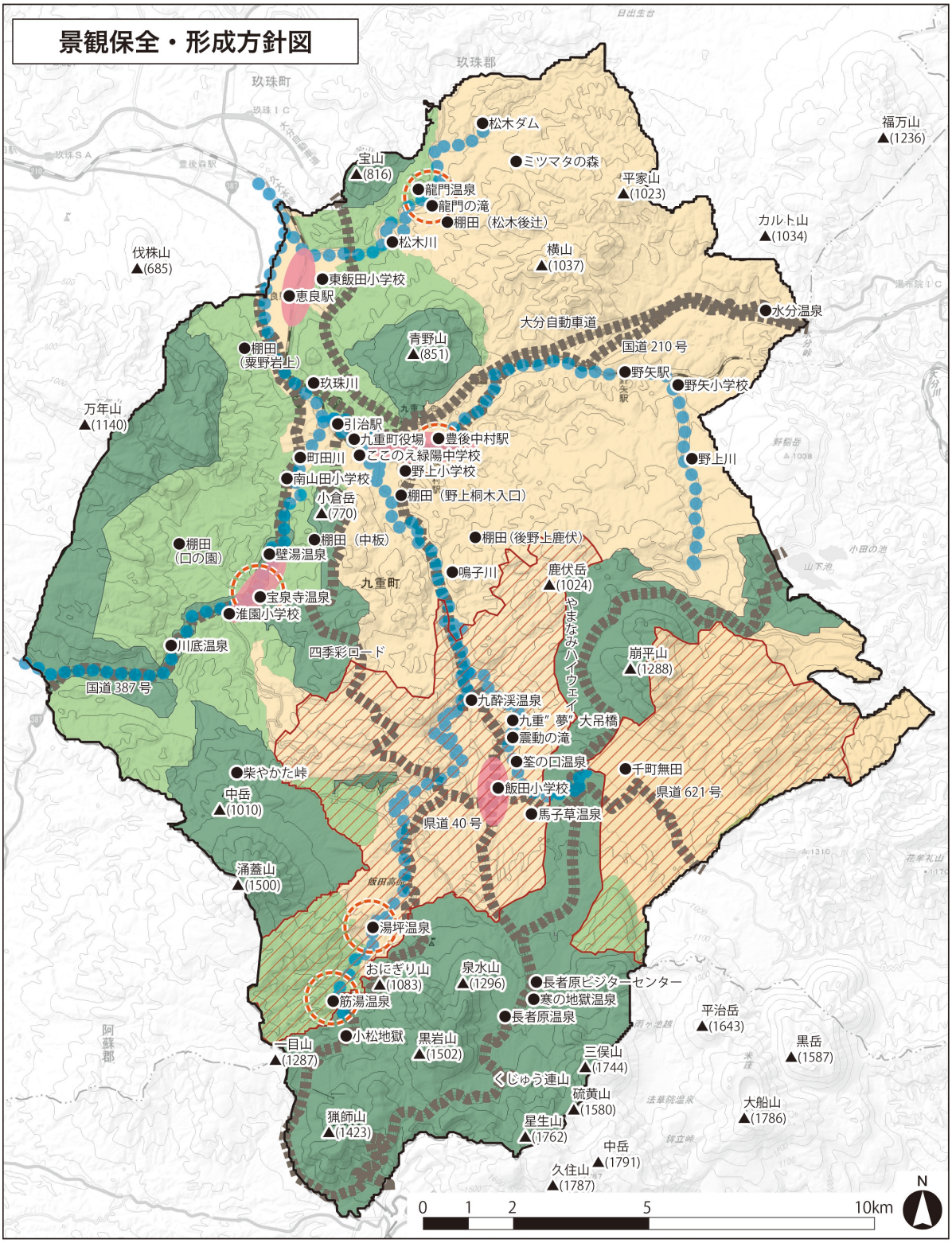

凡例

【町全域のエリア区分】

- 自然公園特別保全エリア
- 自然公園保全エリア
- 田園・森林エリア
- 地域の中心地エリア
- 道路景軸
- 水景軸

【重点景観区域等の区分】

- 重点景観区域
- 重点景観検討区域

地図出典：国土地理院地図を一部加工

第4章 良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項

4-1 届出対象行為

「建築物」、「工作物」、「開発行為」は、届出対象の必須項目であることから、届出の対象とします。また、景観の保全・形成に向け、「土地の開墾、形質変更」、「土石、鉱物の採取・掘採」、「屋外の物件の堆積」、「木竹の伐採」も届出の対象とします。

（1）届出対象行為と規模

①一般区域

<table>
<tr><th colspan="3">届出対象行為</th><th>規模</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築物の建築等</td><td>新築、増築、改築又は移転</td><td>高さが 13m以上又は延べ面積が 500 ㎡以上であるもの</td></tr>
<tr><td>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td><td>当該行為に係る部分の面積の合計が500㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="19">工作物の建設等</td><td>擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの</td><td rowspan="19">新築、増築、改築又は移転</td><td>高さが５m以上のもの</td></tr>
<tr><td>煙突</td></tr>
<tr><td>コンクリート柱、鉄柱、記念塔その他これらに類するもの</td><td rowspan="4">高さが 13m以上のもの</td></tr>
<tr><td>広告塔、広告板、装飾塔記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）</td></tr>
<tr><td>観覧車、コースターその他遊戯施設</td></tr>
<tr><td>橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの</td><td>長さが 20m以上のもの</td></tr>
<tr><td>アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td><td rowspan="5">高さが 13m以上、又は築造面積が 2,000 ㎡以上であるもの</td></tr>
<tr><td>自動車車庫（立体駐車場）</td></tr>
<tr><td>製造施設、貯蔵施設、処理施設、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>石油、ガス、ＬＮＧ、穀物、資料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設</td></tr>
<tr><td>太陽光発電設備その他これらに類するもの</td><td>高さが５m以上、又は敷地面積が 2,000㎡以上であるもの</td></tr>
<tr><td>風力発電設備</td><td>高さが13m以上</td></tr>
<tr><td>上記以外の工作物</td><td>高さが 13m以上、又は築造面積が 2,000 ㎡以上であるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">全ての工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td><td>当該行為に係る部分の面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
</table>

届出対象行為		規模
開発行為	土地の区画･形質変更	土地の形質変更の面積が 2,000 ㎡以上のもの又はのりの高さが５ｍ以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が 2,000 ㎡以上のもの又は堆積の高さが２ｍ以上のもの（堆積の期間が継続して 90 日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が 2,000 ㎡以上のもの

②重点景観区域

届出対象行為			規模
建築物の建築等		新築、増築、改築又は移転	高さが 10m以上又は延べ面積が 200 ㎡以上であるもの
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が100㎡以上のもの
工作物の建設等	擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの	新築、増築、改築又は移転	高さが２m以上のもの
	煙突		
	コンクリート柱、鉄柱、記念塔その他これらに類するもの		高さが 10m以上のもの
	広告塔、広告板、装飾塔記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの		
	高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）		
	観覧車、コースターその他遊戯施設		
	橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの		長さが 10m以上のもの
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		高さが 10m以上、又は築造面積が 500 ㎡以上であるもの
	自動車車庫（立体駐車場）		
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、その他これらに類するもの		
	石油、ガス、ＬＮＧ、穀物、資料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設		
	太陽光発電設備その他これらに類するもの		高さが３m以上、又は敷地面積が 500㎡以上であるもの
	風力発電設備		高さが10m以上
	上記以外の工作物		高さが 10m以上、又は築造面積が 500 ㎡以上であるもの
	全ての工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		当該行為に係る部分の面積の合計が 500 ㎡以上のもの

届出対象行為		規模
開発行為	土地の区画･形質変更	土地の形質変更の面積が500㎡以上のもの又はのりの高さが２ｍ以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が500㎡以上のもの又は堆積の高さが２ｍ以上のもの（堆積の期間が継続して 90 日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が 500 ㎡以上のもの

（2）届出基準の説明図

①建築物

新築、増築、改築、移転の場合

一般区域
建築物の高さが 13m以上であるもの又は延べ面積が 500 ㎡以上であるもの

重点景観区域
建築物の高さが 10m以上であるもの又は延べ面積が 200 ㎡以上であるもの

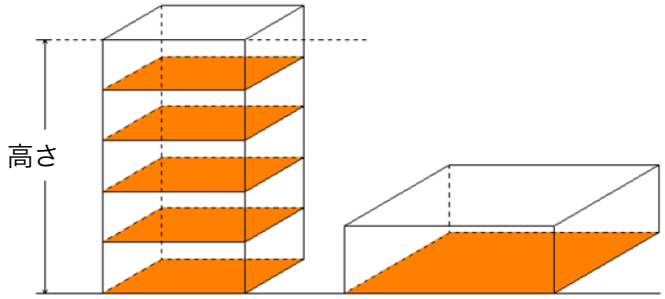

外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合

一般区域
当該行為に係る部分の面積の合計が 500 ㎡以上であるもの

重点景観区域
当該行為に係る部分の面積の合計が 100 ㎡以上であるもの

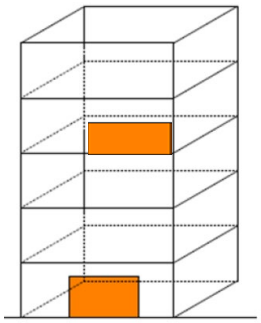

②工作物

新築、増築、改築、移転の場合

ア.擁壁

一般区域
高さが 5m以上であるもの

重点景観区域
高さが２m以上であるもの

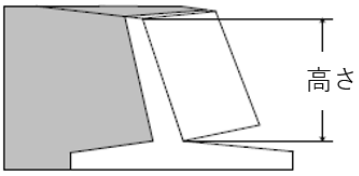

イ.煙突、鉄柱等、広告塔、高架水槽等、観覧車等

一般区域
高さが 13m以上であるもの

重点景観区域
高さが 10m以上であるもの

（注）建築物と一体の場合
高さは、地盤面からの高さとする

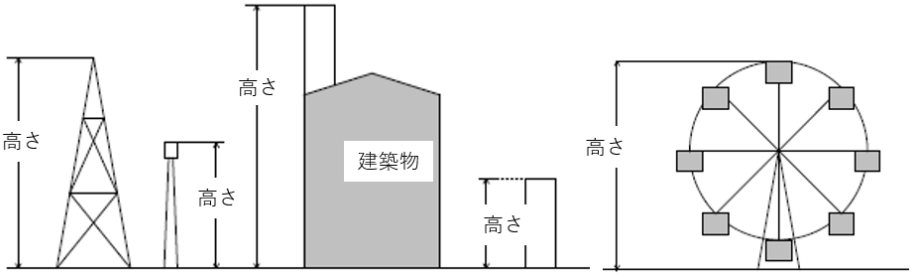

ウ.橋梁

一般区域
長さが 20m以上であるもの

重点景観区域
長さが 10m以上であるもの

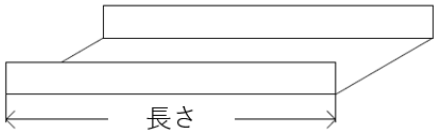

エ.アスファルトプラント、自動車車庫、製造施設等、貯蔵槽等

一般区域
高さが 13m以上であるもの又は
築造面積が 2,000 ㎡以上であるもの

重点景観区域
高さが 10m以上であるもの又は
築造面積が 500 ㎡以上であるもの

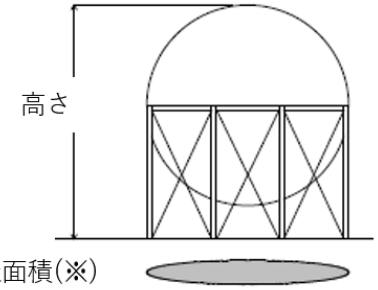

築造面積(※)＝工作物の水平投影面積

オ．太陽光発電設備

一般区域
高さが５m以上であるもの又は
築造面積が 2,000 ㎡以上であるもの

重点景観区域
高さが３m以上であるもの又は
築造面積が 500 ㎡以上であるもの

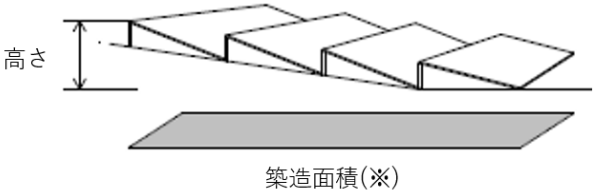

築造面積(※)＝工作物の水平投影面積

カ．風力発電設備

一般区域
高さが 13m以上であるもの

重点景観区域
高さが 10m以上であるもの

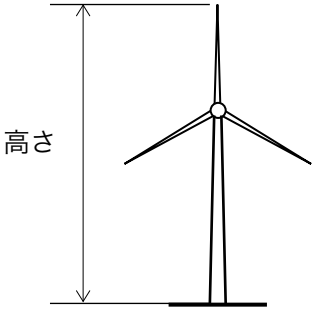

外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合

一般区域
当該行為に係る部分の面積の
合計が 1,000 ㎡以上であるもの

重点景観区域
当該行為に係る部分の面積の
合計が 500 ㎡以上であるもの

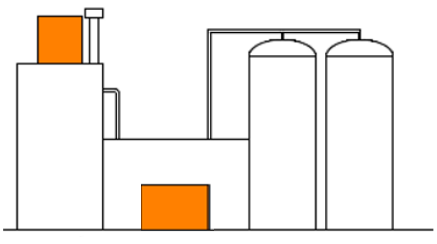

③開発行為、土地の開墾・形質変更、土石・鉱物の採取・採掘

一般区域
土地の形質変更の面積が 2,000 ㎡以上のもの又はのりの高さが 5m以上の切土若しくは盛土を伴うもの

重点景観区域
土地の形質変更の面積が 500 ㎡以上のもの又はのりの高さが 2m以上の切土若しくは盛土を伴うもの

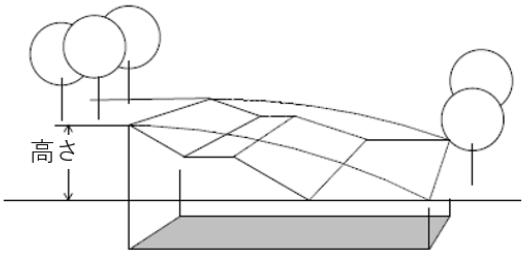

形質変更の面積

④屋外の物件の貯蔵・堆積

一般区域
堆積を行う土地の面積が 2,000 ㎡以上のもの又は堆積の高さが 2m以上のもの

重点景観区域
堆積を行う土地の面積が 500 ㎡以上のもの又は堆積の高さが 2m以上のもの

※堆積の期間が継続して 90 日以下のものを除く。

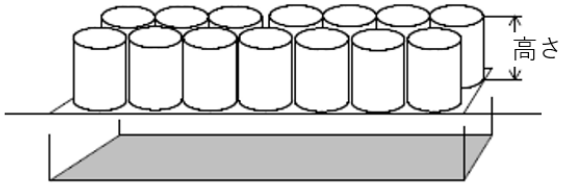

堆積を行う土地の面積

⑤木竹の伐採

一般区域
区域の面積が 2,000 ㎡以上のもの

重点景観区域
区域の面積が 500 ㎡以上のもの

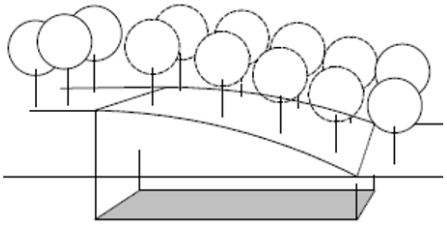
区域の面積

（３）景観計画において届出を要しない行為

●地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

●仮設の工作物の建設等

●次に掲げる木竹の伐採

①木竹の保育のために通常行う除伐、間伐、整枝
②枯損又は危険な木竹の伐採
③自家の生活の用の木竹の伐採
④仮植した木竹の伐採
⑤測量、実地調査又は施設の保守のための木竹の伐採

●文化財保護法の同意行為、許可行為

●屋外広告物条例に適合する屋外広告物の表示、物件の設置

●農林漁業を営む行為

①農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
②農林漁業を営むために行う森林の皆伐

（4）届出のフロー

届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に九重町へ届出が必要です。届出が受理された日から 30 日経過後でなければ、届出行為に着手できません。

届出に係る行為が、景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認めた場合には、設計の変更など勧告をすることがあります。建築物又は工作物については、形態意匠の制限に適合しない場合は、必要な措置を命じることがあります。正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公表することがあります。完了時には完了届を提出してください。

図　届出のフロー

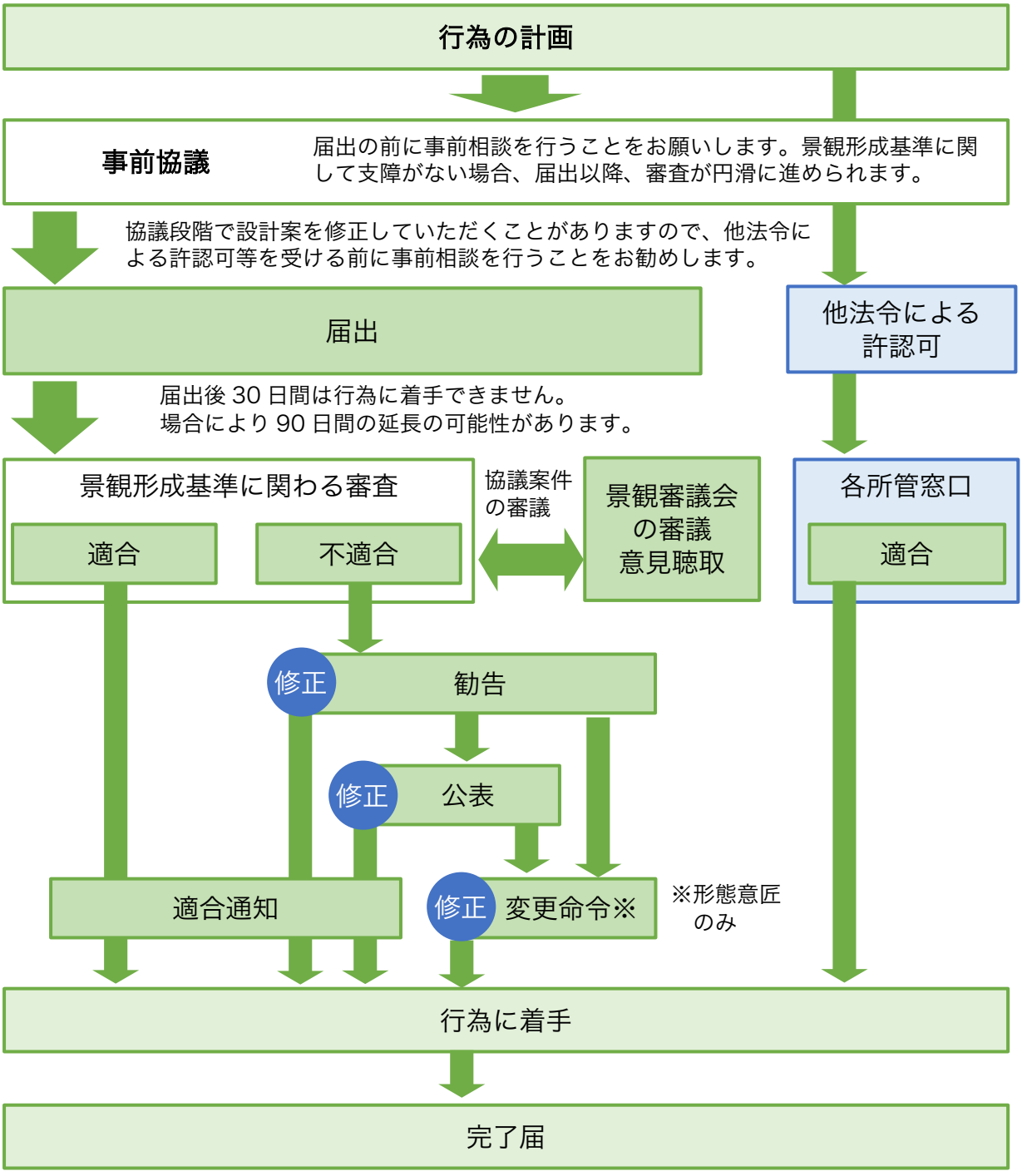

4-2 景観形成基準

景観に影響を与える一定規模以上の建築行為等に対し、景観形成基準を定め、本町の景観特性に応じた景観の保全・形成を図ります。

（1）建築物・工作物

※カッコ内赤字は重点景観区域で特に配慮を求める事項です。

事項	景観形成基準
壁面の位置の制限	■壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。
規模・配置	■隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。 ■山稜（くじゅう連山等）の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。 ■主要な展望地（やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主な視点場、九重“夢”大吊橋）から地域のランドマークとなる山（くじゅう連山等）や高原（飯田高原等）などへの眺望を妨げない規模・配置とすること。 ■周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。 ■行為地がまとまりのある農地、伝統的な集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。

事項	景観形成基準
形態・意匠	■隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 まちなみのスカイラインに配慮すること 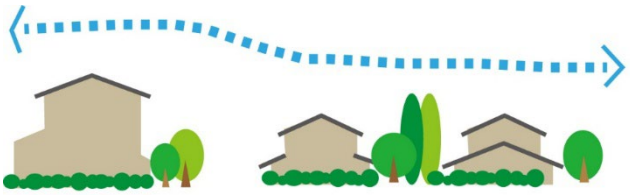 周辺の緑に調和する形態を検討すること 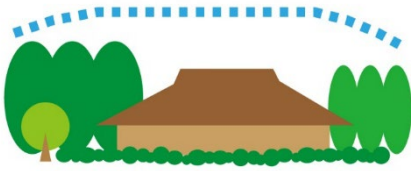 ■山並み（くじゅう連山等）の遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。 やまなみの角度に合った屋根の傾きを検討すること ■壁面は、適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。 ■歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努めること。
素材	■周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ■地域の自然素材（木、土、石等）または伝統的素材を使用するように努めること。

事項	景観形成基準
色彩	■外壁、屋根等には、四季を通じて自然景観や周辺のまちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とすること。 ■外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努めること。

周辺の自然景観やまちなみと調和した、落ち着いた低彩度の色彩を使用すること

		色相										無彩色	明度
		赤(R)系	橙(YR)系	黄(Y)系	黄緑(GY)系	緑(G)系	青緑(BG)系	青(B)系	青紫(PB)系	紫(P)系	赤紫(RP)系		
全域	外壁	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	規定なし	制限なし
	屋根	6以下	6以下	6以下	6以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	規定なし	制限なし
重点景観区域	外壁	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	規定なし	制限なし
	屋根	5以下	5以下	5以下	5以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	規定なし	制限なし

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

●他の法令の規定により義務付けられたもの。

●計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。

●自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。

●神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。

●道路等から望見できる壁面の合計面積に対し１／５以下の面積で用いるアクセントカラー。

●その他地域の特色に資するものとして町長が認めるもの。

事項	景観形成基準
設備	■屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 ■付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、修景措置を工夫すること。 ■屋外に設置する照明器具は、上空に向けての設置及び使用を控えること。 ■屋外に設置する照明器具は、人、動植物、夜空の明るさなどに影響を与えるため、青色光は使用を抑制すること。 ■液晶や LED 等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）は、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ること。
外構・緑化	■道路（やまなみハイウェイ、四季彩ロード等）との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮すること。 ■建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮すること。 ■付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行うこと。 ■フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮すること。

（2）太陽光発電

事項	景観形成基準
位置	■主要な展望地（やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主な視点場、九重“夢”大吊橋）から地域のランドマークとなる山（くじゅう連山等）や高原（飯田高原等）を望める位置への設置を避けること。 ■周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽電池モジュールの反射の軽減などに配慮するため、隣地境界からできるだけ後退すること。 ■太陽電池モジュールは傾斜を低くし、向きや間隔を揃えることで法則性を持たせ周辺景観との調和に配慮し、雑然とした印象にならないように統一感のある配置とすること。なお、太陽電池モジュールの高さは必要以上に高くならないように留意するとともに、統一感のある高さとすること。 傾斜を低くする ■主要な展望地（やまなみハイウェイ沿道、四季彩ロードの主な視点場、九重“夢”大吊橋）及び視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置や植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。また、自然景観を保全するため地形等の改変は最小限とし、太陽電池モジュールは周囲から視認しづらいように配置すること。 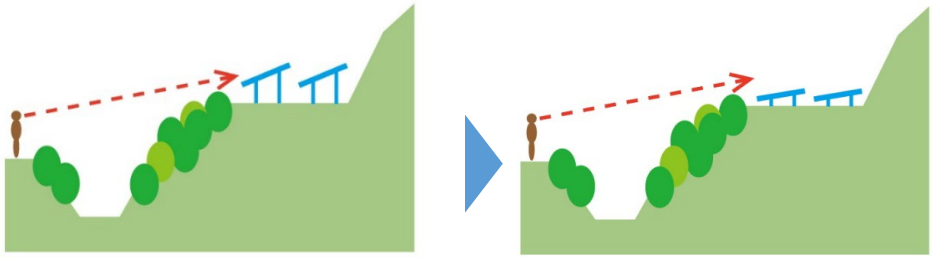 遠方からパネルが見える　　高さを抑える ■勾配屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見える配置として、屋根から突き出さないように設置すること。 ■陸屋根に設置する場合は、太陽電池モジュールの最上部をできるだけ低くし、周辺から見えにくいように設置すること。

事項	景観形成基準
外観	■太陽電池モジュール及びフレームの色彩は原則として黒系統色とし、架台、脚部及び附属設備（パワーコンディショナー、分電盤等）については周囲の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で統一すること。 ■太陽電池モジュールの素材は、無反射素材（防眩処理又は反射防止を施したものを含む）を使用し、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。 ■侵入防止用等のフェンス等については、黒色系統もしくはダークブラウン等の明度・彩度を落とした色彩にし、周辺環境に配慮すること。 ■太陽電池モジュール等を屋根等の建築物に設置する場合は、建物と一体的に見える色彩とし、景観への影響を最大限に軽減にすること。
敷地の緑化	■幹線道路や主要展望地や視点場から容易に望見されるおそれがある場合には、既存樹木もしくは植栽により遮へいすること。なお、敷地内にパネルが立ち並ぶことにより周辺の景観に対して人工的な印象や無機質な印象を与えないために、人の目線程度の高さを持った植栽帯等を設置し、歩行者などから容易に見えないような工夫をすること。また、侵入防止等用のフェンス等は、前もしくは後に植栽帯等を設け、周囲の景観との調和に努めること。 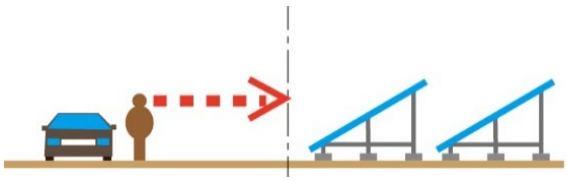 道路からパネルが見える 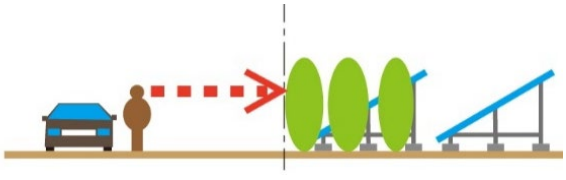 樹木等で遮蔽する ■太陽光発電施設の設置のため造成した法面については、緑化に努めること。

（3）風力発電

事項	景観形成基準
規模等	■風力発電施設の規模はできる限り小さくし、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。 ■尾根線上・丘陵地・高台等に設置する場合は、設置場所や規模を工夫し、スカイラインやその他の眺望に対して過大とならないようにすること。
配置・緑化等	■複数基の風車を設置する場合は、雑然とした印象を与えないように整然と配置すること。 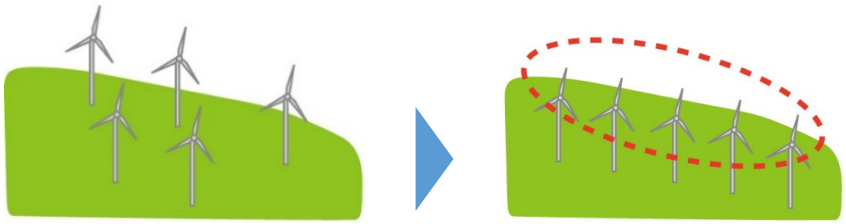 ■既存の地形や植生等の地物により風力発電施設が公共空間から目立たなくなるよう、行為地の選定や設置位置を工夫すること。 ■眺望景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台等)での設置は出来る限り避けること。
形態・意匠	■周辺の景観と調和するよう形態等に配慮すること。
色彩・素材	■風力発電施設の色彩は、溶融亜鉛めっき及び低光沢処理（リン酸塩処理）を施し、外装色がつやのないグレー（Ｎ４．５程度）となるようにすること（メンテナンスも含む）。 ■反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとすること。 ■附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とすること（メンテナンスも含む）。なお、ナセル及びブレードについては、色の変更が不可能である旨のデータ（試験結果等）の提出により合理的な理由が認められる場合を除いて、工作物の表面処理に係る色彩と同等の色彩で外観を統一すること。

（4）開発行為・土地・土石、鉱物

事項	景観形成基準
開発行為（土地の区画・形質変更）	■地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努めること。 ■切土・盛土は最小限となるよう配慮すること。
土地(開墾、形質変更)	■法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努めること。
土石、鉱物（採取・掘採）	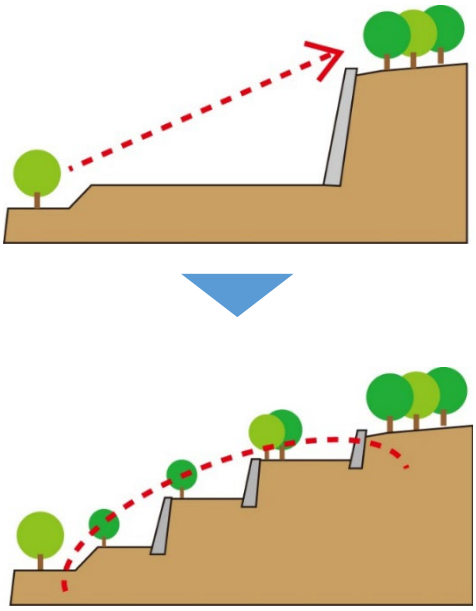 ■擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮すること。 ■できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用すること。 ■植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮すること。

（5）屋外の物件・木竹

事項	景観形成基準
屋外の物件（堆積）	■資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 ■できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。
木竹（伐採）	■目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 ■既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 ■樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。

第5章 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定方針

5-1 景観重要建造物の指定方針

（1）景観重要建造物の指定方針

地域の景観を構成する要素として、地域の特徴的な景観を象徴し、形態意匠の規範となり、道路やその他の公共の場所から容易に見ることができる建造物が地域に存在します。

そのような建造物を保全していくことは、地域の景観を保全していくことにつながることから、「景観重要建造物」の指定を促進していきます。

「景観重要建造物」の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、次に示す「指定対象の要件」を満たす建造物を九重町景観審議会（将来的な会の設置を検討）の承認等を得て指定します。

なお、国宝や重要文化財などに指定されている建造物は、文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられているため、「景観重要建造物」の適用除外とします※。このため、「景観重要建造物」に指定された物件が後に国宝や重要文化財に指定された場合は「景観重要建造物」の指定を解除します。

（景観重要建造物の指定対象の要件）

（1）地域の象徴となる建造物　※

（2）公共的な場所から容易に見ることができる建造物

（3）継続的な維持・管理が積極的に行われている建造物

＜※：地域の象徴となる建造物とは＞

① 地域の独自性と良好な景観を特徴づけている建造物

② 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物

③ 町民に親しまれている建造物

④ 歴史的価値のある建造物

⑤ 建築的価値の高い建築物

・高名な建築家の設計による建築物

・建築の賞を受賞した建築物

（景観重要建造物の指定の適用除外）

・国宝（国指定）

・重要文化財（国指定）

※景観法第 19 条第３項

第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（2）景観重要建造物の保全・活用の方針

「景観重要建造物」の所有者及び管理者は、景観法の規定（景観法第 25 条）により、その良好な景観が損なわれないよう適切な保全を図ることとなります。

また、「景観重要建造物」の周辺においては、町民や事業者と本町が連携・協働して、建築物の建築や屋外広告物の表示などに際して、それらが「景観重要建造物」と調和した形態意匠等となるよう誘導することにより、地域の魅力的な景観形成を図ります。

（3）住民アンケート「とっておきの風景」で挙げられた主な建造物

※カッコ内の数字は意見の数

（3）豊後中村駅茅葺屋根（3）宝八幡宮、小倉神社
（2）菅原天満宮、牧口八幡社赤鳥居（1）松原神社、浄明寺、鹿伏神社、大山積神社

豊後中村駅

宝八幡宮

小倉神社

菅原天満宮

5-2 景観重要樹木の指定方針

（1）景観重要樹木の指定方針

地域の景観を構成する要素として、町民に親しまれ、地域のシンボルとなるような樹木が地域に存在します。

そのような景観上重要といえる樹木を保全していくことは「景観重要建造物」と同様に、地域の景観を保全していくことにつながることから、所有者・管理者の意向を踏まえ、他の施策と連携を図り「景観重要樹木」の指定を促進していきます。

「景観重要樹木」の指定にあたっては、樹木の所有者と協議の上、同意を得られた樹木を前提とし、次に示す「指定対象の要件」を満たす樹木を九重町景観審議会（将来的な会の設置を検討）の承認等を得て指定します。

なお、特別史跡名勝天然記念物や史跡名勝天然記念物などに指定されている樹木は、文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられているため、「景観重要樹木」の適用除外とします※。このため、「景観重要樹木」に指定された物件が後に特別史跡名勝天然記念物や史跡名勝天然記念物に指定された場合は「景観重要樹木」の指定を解除します。

（景観重要樹木の指定対象の要件）

（1）地域のシンボルとなり、樹形や樹高など美観が優れている樹木、又は地域の歴史・文化的に価値が高いと認められる樹木

（2）公共的な場所から容易に見ることができる樹木

（3）継続的な維持・管理が積極的に行われている樹木

（景観重要樹木の指定の適用除外）

・特別史跡名勝天然記念物（国指定）

・史跡名勝天然記念物（国指定）

※景観法第 19 条第３項

第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（2）景観重要樹木の保全・活用の方針

景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観法の規定（景観法第 33 条）により、その良好な景観が損なわれないよう適切な保全を図ることとなります。

また、景観重要樹木の周辺においては、町民や事業者と連携・協働して、建築物の建築や屋外広告物の表示などに際して、それらが景観重要樹木と調和した形態意匠等となるよう誘導することにより、地域の魅力的な景観形成を図ります。

（3）住民アンケート「とっておきの風景」で挙げられた主な樹木等

※カッコ内の数字は意見の数

（3）桜並木
（1）イチョウ、桜（宮地嶽神社）、桜（右田神社）、ブンゴボダイジュ、もみじ、新緑、ミヤマキリシマ、四季桜

桜と涌蓋山

ブンゴボダイジュ

富迫の大イチョウ

5-3 景観重要公共施設の指定方針

（1）景観重要公共施設の指定方針

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の重要な景観要素の一つで、地域の景観に与える影響が大きく、良好な景観形成のために先導的な役割を担っています。

景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定することができます。

管理者の同意を得た公共施設は、「景観重要公共施設」に指定し、整備方針や配慮事項、占用の許可基準等を定め、景観計画に即した整備を行っていくこととなります。

次に掲げる公共施設については、施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、必要な基準を定め、魅力ある公共施設の整備と周辺の景観形成を推進します。

また地域の景観に与える影響が大きいが、景観法に定めがない公共施設についても、景観重要公共施設に準じた整備方針や配慮事項を定め、地域の景観に配慮した整備を推進します。

（景観重要公共施設の指定対象の要件）

（1）景観的な影響が大きい大規模な公共施設
（2）地域のシンボルとして町民に親しまれている公共施設
（3）良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
（4）新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設
（5）施設の整備と一体的な景観形成が望まれる周辺の公共施設
（6）重点地区等内の主要な公共施設
（7）電線共同溝の整備等を推進する道路

（２）景観重要公共施設等の整備の考え方

上記の指定方針により指定された景観重要公共施設等について、以下の基本的な考え方や、施設種別ごとの配慮方針に基づき、各施設の特性や周囲の状況により、施設ごとの整備方針、配慮事項等を定め、整備を行います。

（基本的な考え方）

ア　公共空間は地域景観の基本的空間として重要な要素であることから、当該地域の自然や歴史・文化等の特性を踏まえ、優れた地域景観の保全や修景、良好な景観の創出により、地域の価値を向上させる良質な公共空間を整備するように努めます。

イ　管理者が異なる周辺施設との調整を含め、地域の一体的な景観づくりと整合を図るよう努めます。

ウ　公共事業等の構造物等は、一般的に耐用年数が長く、不特定多数の人が利用することから、地域の景観特性に考慮するとともに、安全・安心に加え、専門家等のアドバイスを活用しながら、時間の経過に伴い風格が増すような形状、素材、色彩等の工夫に努めます。

エ　公共施設は、法面や擁壁、舗装など多くの構造物（要素）から構成されていることから、それぞれの要素が全体として調和し、美しい景観を形成するように努めます。

（施設ごとの配慮方針）

●道路

ア　景観形成の基調となる質の高い道路空間を形成します。

イ　田園やその背後の山並み等の地域の特徴的な景観に配慮し、地域景観の土台となる道路景観形成に努めます。

ウ　地形を尊重する計画とし、地形改変を極力抑え自然への影響の軽減に努めます。地形改変を伴う場合は、可能な範囲で、改変した箇所の自然復元に努めます。

エ　道路を地形の起伏に沿わせ、滑らかで美しい線形を実現するなど、地域の景観資源や歴史等が効果的に認識されるよう配慮します。

オ　街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定や樹形の維持に努めます。

カ　標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、配置が輻輳（ふくそう）しないように配慮します。

キ　公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

ク　計画的な電線類の地中化に努めます。

ケ　施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

●河川

ア　景観形成の基調となる美しい河川空間を形成します。

イ　河川空間の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努めます。

ウ　公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

エ　施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

●公園・緑地・広場

ア　憩いや安らぎ、潤いなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地の整備に取り組みます。

イ　トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインにします。

ウ　公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和に配慮したものとします。

エ　施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

●その他の公共施設

ア　庁舎や学校施設、文化・スポーツ施設等の公共建築物についても景観に配慮した整備を進めます。

（3）住民アンケート「とっておきの風景」で挙げられた主な公共施設等

※カッコ内の数字は意見の数

道路

（5）やまなみハイウェイ、（1）国道２１０号、国道３８７号、四季彩ロード

河川等

（5）龍門の滝（2）玖珠川、

（1）松木川、松木ダム、野上川、町田川、串野川

その他

（1）学校とまちなみ

やまなみハイウェイ

国道 387 号

四季彩ロード

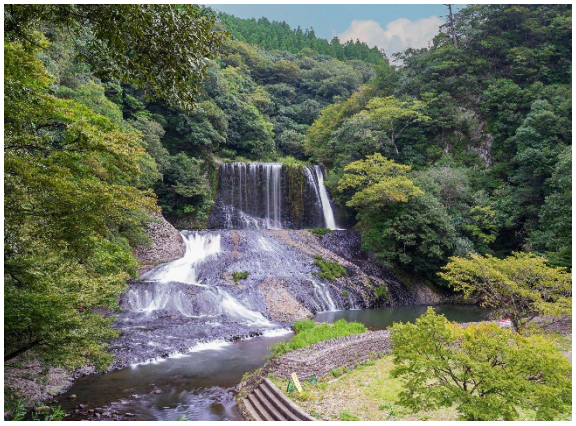

龍門の滝

松木ダム

ここのえ緑陽中学校

第6章　屋外広告物に関する方針

（1）基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する要素の１つであり、その表示・掲出の方法により景観形成に与える影響は大きなものとなります。

現在、町内において、一定の屋外広告物を表示・掲出する際には、大分県屋外広告物条例に基づく許可基準が定められており、許可が必要な場合があります。

本町では、屋外広告物もそのデザインや掲出方法によっては、景観を構成する重要な要素となることを踏まえ、屋外広告物の表示及び掲出について、本町の届出基準に該当する屋外広告物については、配慮事項を示し、景観と調和のとれた経済活動を誘導するよう努めます。

（2）屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の点について配慮を求めます。

（配慮事項）

○周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とします。
○複数の屋外広告物を掲出する場合には、数・設置位置を集約します。
○のぼり旗、張り紙などは最小限の数とします。
○安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努めます。
○名勝等の優れた自然景観を有する地域では、眺望を阻害するところへの設置を避けます。
○奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避けます。
○特色ある景観を有する地域では、地域イメージを阻害しないよう素材・デザイン、設置位置等において配慮します。

コラム

やまなみハイウェイの案内板など

やまなみハイウェイ沿いには、景観に配慮しデザインされた案内板が設置されています。以下にその概要を記します。

（場所を示す案内板）

やまなみハイウェイ沿いに設置されている、その場所を示す案内板です。その形は大分県の形をモチーフにしています。

長者原の案内板

第7章　総合的な景観の保全・形成に向けた取組

7-1　町民・事業者・行政の役割

本町の良好な景観は、町民共通の財産です。この町民の宝である良好な景観を保全・形成し、次の世代へと継承していくためには、町民、事業者、行政が、それぞれの役割をしっかりと認識し、協力し合いながら、その担い手として取り組むことが大切です。

（1）町民の役割

- 本町の良好な景観の魅力や価値を理解し、町民同士及び事業者や行政とその価値の共有化に努めることが大切です。
- 良好な景観の保全・形成の担い手であることを自覚するとともに、良好な景観の保全・形成に向けた意識向上や課題認識の向上に努めることが大切です。
- 自身のできることに目を向け、地域の環境向上、美化活動、緑化活動、清掃活動など、身近な生活景観の向上に努めることが大切です。
- NPO 等の景観に関わる活動団体は、良好な景観の保全・形成を進めるとともに、町民、事業者、行政と積極的に連携・協働します。

（2）事業者の役割

- 本町の良好な景観の魅力や価値を理解し、町民や行政とその価値の共有化に努めることが大切です。
- 事業活動等を通じて、景観形成の担い手として、良好な景観の保全・形成に寄与することが大切です。
- 良好な景観の保全・形成に関わる取組は、事業者の企業価値を高め、地域貢献につながるとの視点を持ちながら事業活動等を推進することが大切です。

（3）行政の役割

- 良好な景観の保全・形成に向けて関係各課の連携強化を図るとともに、民間の各主体が活動しやすい環境づくりに努めます。
- 町民や事業者の多様なニーズをふまえ、良好な景観の保全・形成に向けた施策の実施及び展開を図ります。
- 良好な景観の保全・形成に向けた課題解消に向けて、町民や事業者等との連携・協働を図るとともに、必要に応じて国や県などの関係機関に協力を求めます。

コラム

町民の手による身近な潤いある景観づくり

沿道に花を添える、庭先にプランターを並べる、畑に花を植える、植栽を揃えるなど、身近な潤いある景観づくりが行われています。

沿道に花を添える

自宅の前を花で飾る

畑に花を植える

壁にプランターを並べる

コラム

景観と自然環境に配慮した石積み

大分県は、やまなみハイウェイにおける路肩の拡幅整備をする際に、自然環境との調和を図りながら進めることが大切と考え、「長者原地区植物保全協議会」を立ち上げ、環境保全対策を検討しました。

写真で示した区間は、擁壁をコンクリートブロックではなく、近隣で採取した自然石を使用して施工した事例です。

歩道下の石積み

7-2 総合的な景観の保全・形成に向けた取組の推進

本町の良好な景観を持続的に保全・形成し、次世代に引き継いでいくためには、総合的な景観づくりが必要です。

（1）良好な景観の保全・形成に向けた意識向上、（2）良好な景観の保全・形成に向けた体制づくりの２項目において、総合的な景観の保全・形成に向けた取組について示します。

（1）良好な景観の保全・形成に向けた意識向上

①景観の魅力や価値の再発見・共有化

まち歩き、フットパス等のイベントやフォトコンテストを通じて、本町の景観の魅力を再発見するとともに、その素晴らしさや価値をアーカイブ化し共有化を図ります。

②景観の魅力や価値の情報発信

アーカイブ化した本町の魅力ある景観を、町、観光協会、DMO 等のホームページや SNS 等で情報発信を行い、地域への愛着や誇りの醸成及び交流人口、関係人口の確保につなげていきます。

③多世代への景観教育の推進

将来の景観の保全・形成の担い手である子どもたちに対し、総合的な学習の時間等で、大分県の「景観教室」等を活用した景観学習等の実施について検討します。

また、生涯学習の場などにおいても景観学習の機会づくりを検討し、多世代への景観教育の推進を図ります。

④景観に関する表彰・認証制度

良好な景観を共有するため、良好な空間を創出した建造物や、まちづくり活動等の取組を対象とした表彰・認証制度は、受賞者の社会貢献や景観まちづくり活動の意識を高め、次の活動へ発展するなどの効果が期待できます。

良好な景観の保全・形成に寄与した建造物や取組を対象とした表彰・認証制度を検討します。

（２）良好な景観の保全・形成に向けた体制づくり

①庁内の連携強化

景観は様々な活動の結果の現れです。そのため、担当課に加え、農林業、地域コミュニティ、商工・観光、文化財等の関係各課の情報共有及び連携が不可欠です。庁内関係各課で構成される協議の場を設け、総合的な景観施策の展開を図ります。

②景観審議会等の設置

良好な景観の形成に関する重要事項について審議し意見をいただくために、学識経験者、景観形成に関係する団体の代表者などで構成する景観審議会を設けます。

景観審議会は、定期的に開催し、町民との協働や景観形成施策についての意見や届出に対する勧告、景観計画・条例の見直しについての判断を求めます。

また、開発事業者等との円滑な協議を図るため、少人数の専門家で構成されるアドバイザーとの連携体制を検討します。

③広域景観協議会の活用

大分県広域景観保全・形成指針において、本町は、複数の市町村にまたがる４つの広域景観エリアに含まれ、エリア毎に広域景観の保全・形成方針が示されています。

エリア毎に関係市町村と県が連携して広域景観の保全・形成を取組む場が「広域景観協議会」です。

この、広域景観協議会を活用し、地域の声も踏まえながら、関係市町村の届出対象行為や景観形成基準の調整を行う、あるいは、大規模開発に対する共通の基準を設けるなど広域景観の一体的な保全・形成に向けた検討を行います。

大分県	○広域景観協議会の対象地域において、広域景観の一体的な保全・形成が図れるよう関係市町村間の景観施策の調整を行います。
市町村	○広域景観協議会の調整結果を景観計画等に反映させます。
県民 事業者	○行政の取組に積極的に参加、協力することが期待されます。

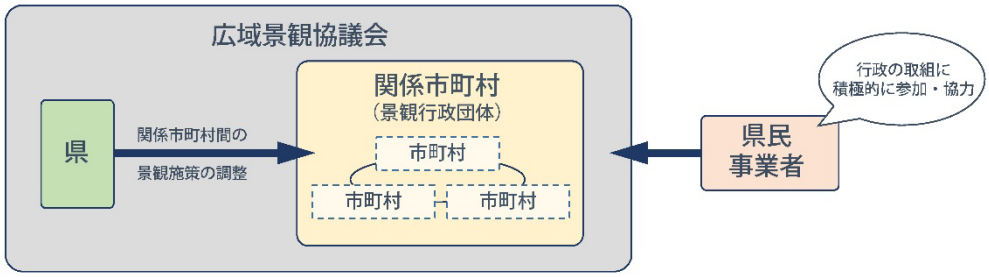

出典：大分県広域景観保全・形成指針

資料編

資料-１　景観計画策定までの取組概要

（１）計画策定までの経緯

年月日	内容
令和５年 10 月 11、25 日	庁内関係課ヒアリング
令和５年 10 月 18 日	関係団体ヒアリング
令和６年１月９日～31 日	景観アンケートの実施
令和６年１月 17 日	自然環境保全推進委員会との意見交換会
令和６年３月 18 日	景観計画庁内説明会
令和６年４月 26 日	景観計画庁内委員会及び作業部会
令和６年６月 25 日	景観計画策定委員会
令和６年７月 16 日～23 日	景観座談会（４地区別）
令和６年 12 月１日	景観シンポジウム
令和６年 12 月 23 日	景観計画作業部会
令和７年１月 29 日	景観計画庁内委員会
令和７年２月 19 日	景観計画策定委員会
令和７年２月 20 日～27 日	景観座談会（４地区別）
令和７年７月 15 日	景観計画作業部会
令和７年７月 17 日	景観計画庁内委員会
令和７年７月 30 日	景観計画策定委員会
令和７年 10 月２日～12 月 11 日	説明会（観光協会、商工会、住民）
令和７年 12 月 15 日	景観計画庁内委員会・作業部会
令和７年 12 月 18 日	景観計画策定委員会
令和８年１月７日	景観計画庁内委員会・作業部会
令和８年１月９日	景観計画策定委員会
令和８年１月 21 日～２月 19 日	パブリックコメント

（2）各委員会等の位置付け・役割

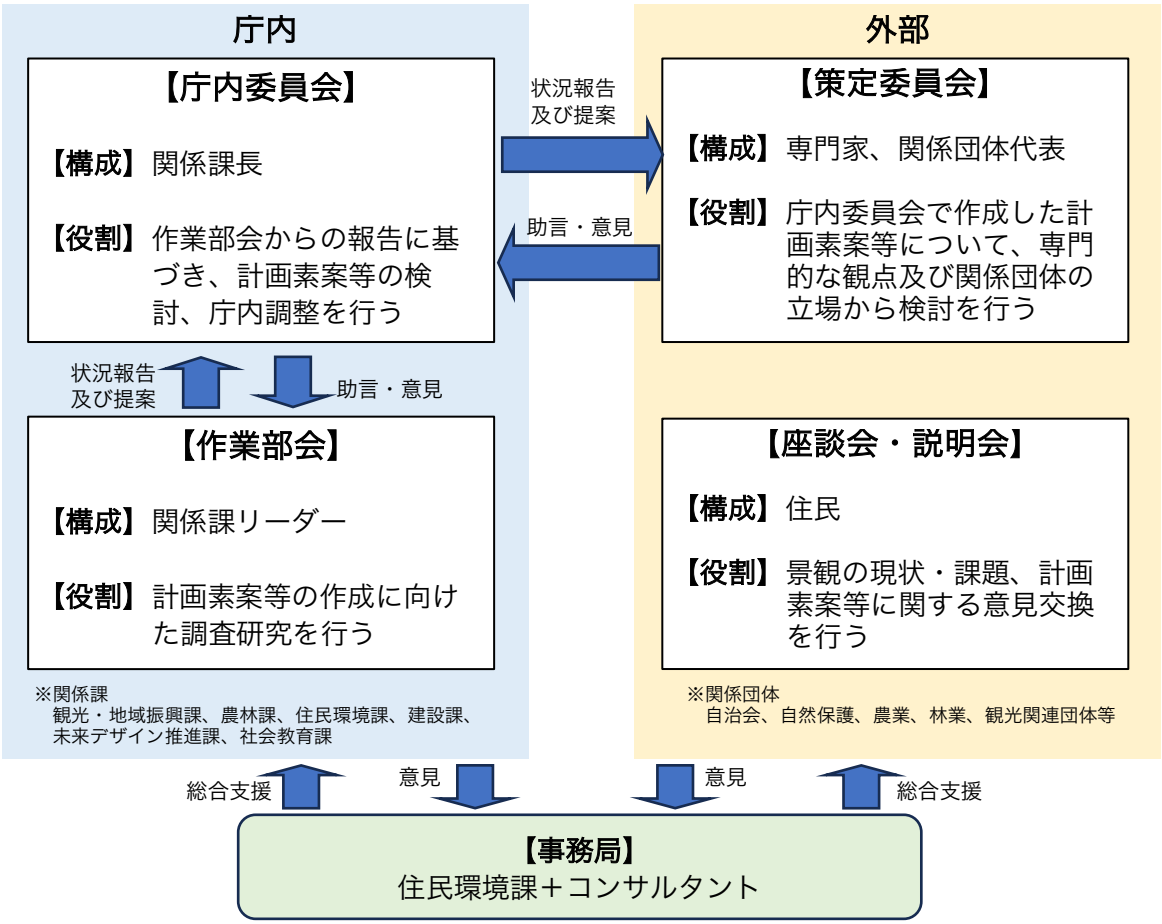

（3）景観計画策定委員会名簿

	所属・役職	氏名	属性	備考
1	大分県景観アドバイザー 日本文理大学工学部建築学科教授	近藤正一	学識者	
2	大分県景観アドバイザー、一般社団法人地域力創造デザインセンター代表理事	高尾忠志	学識者	
3	九重町観光協会　事務局長	池﨑義和	関係団体	
4	九重町農業委員会　会長	飯田祥治朗	関係団体	
5	九重町区長会理事	園田義徳	関係団体	令和６年度
		佐藤美喜	関係団体	令和７年度
6	九重ふるさと自然学校　代表	川野智美	関係団体	
7	玖珠郡森林組合　事業課統括	小野芳孝	関係団体	
8	和興設計１級建築士事務所	穴井和興	関係団体	

（4）九重町景観計画庁内委員会　委員名簿

（令和６年度）

	課名	職名	役職	氏名
1	社会教育課	課長	委員長	志賀一哉
2	建設課	課長	副委員長	武石哲也
3	農林課	課長	委員	藤野匡宏
4	まちづくり推進課	課長	委員	小田隆宏
5	商工観光・自然環境課	課長	委員	吉光泰三

（令和７年度）

	課名	職名	役職	委員氏名
1	観光・地域振興課	課長	委員長	吉光泰三
2	農林課	課長	副委員長	藤野匡宏
3	建設課	課長	委員	梅木紀利
4	未来デザイン推進課	課長	委員	松尾勝紀
5	社会教育課	課長	委員	佐藤祐輔
6	住民環境課	課長	委員	小田隆宏

（5）九重町景観計画庁内委員会　作業部会　名簿

（令和６年度）

	課名	グループ名	職名	氏名
1	農林課	畜産林業グループ	リーダー	吉武直裕
2	農業委員会	農業委員会グループ	リーダー	若杉美紀
3	建設課	建築グループ	リーダー	丸小野賢二
4	まちづくり推進課	政策企画グループ	リーダー	佐藤祐輔
5	社会教育課	公民館・文化センターグループ	リーダー	穴井由江
6	商工観光・自然環境課	観光グループ	リーダー	麻生賢宏
7	商工観光・自然環境課	商工・環境グループ	リーダー	大津恭子
8	商工観光・自然環境課	商工・環境グループ	主査	帆足ちひろ

（令和７年度）

	課名	グループ名	職名	氏名
1	農林課	畜産林業グループ	リーダー	吉武直裕
2	農業委員会	農業委員会グループ	リーダー	若杉美紀
3	建設課	建築グループ	リーダー	丸小野賢二
4	未来デザイン推進課	政策企画グループ	リーダー	井上直樹
5	観光・地域振興課	商工・観光グループ	リーダー	溝口智美
6	社会教育課	公民館・文化センターグループ	リーダー	穴井由江
7	住民環境課	環境グループ	リーダー	大津恭子
8	住民環境課	環境グループ	主査	帆足ちひろ

資料-２　景観シンポジウムの結果概要

シンポジウム当日は、前半は「九重らしい景観の魅力」について、後半は「九重らしい魅力ある景観を次世代に引き継いでいくための今後の課題」について意見交換がなされました。最後に、大分大学名誉教授の佐藤先生より、総括のコメントをいただきました。

（１）シンポジウムの概要

①テーマ

『人と自然が紡いできた九重の景観』
～九重らしい景観の魅力を語ろう～

②開催日時・場所

日時：令和６年 12 月１日（日）14：00～15：30
場所：保健福祉センター大会議室

③パネリスト等

パネリスト 自然環境と景観	種村英大氏 （くじゅう地区管理運営協議会事務局長）
パネリスト 文化継承と景観	甲斐大史氏 （宝八幡宮禰宜、ブラッスリーエスト！オーナーシェフ）
パネリスト 地域おこし協力隊から見た九重町の魅力	小笠原有佳子氏 （九重町地域おこし協力隊）
パネリスト 観光と景観	吉光泰三氏 （九重町商工観光・自然環境課長）
コーディネーター	穐山和大氏 （まちづくり事務所まちもり代表/大分県景観アドバイザー）
総評	佐藤誠治氏 （大分大学名誉教授/大分県景観アドバイザー）

景観シンポジウム当日の様子

（2）パネリストのみなさんのご意見

種村英大氏

（九重らしい景観の魅力）

草原は、何百年もの間、人と自然との関わりの中で維持されてきた景観である。そのような長い時間軸の中で育まれた景観が現在も残っていることは、本町の大きな魅力の一つだと思う。

（九重らしい魅力ある景観を次世代に引き継いでいくために）

景観のルールができることで、町の産業振興に繋がったり、綺麗な水資源が保たれて農業振興に繋がったり、そういう「新しい産業を作るために景観計画を作るのだ」ということを皆で認識することが重要だと思う。

甲斐大史氏

（九重らしい景観の魅力）

人と自然とが織りなすもの、原風景といえるものが、我々が残していくべき景観であると思う。お正月のしめ縄や門松つくりなど、人々の顔や暮らしが見える風景を後世に残していくべきだと思う。

（九重らしい魅力ある景観を次世代に引き継いでいくために）

フランスでは、美味しいワインが生まれる風景を体感する考え方として、自然、天候、環境、土壌、そこに住む人々や文化など、すべてを含めた概念を『テロワール』と呼ぶ。この考え方は、本町においても参考になると思う。

小笠原有佳子氏

（九重らしい景観の魅力）

本町の魅力的な景観に毎日感動している。本町の美しさが今も保たれているのは、先人たちが自然を大切に守り続けてきたおかげだと感じている。

（九重らしい魅力ある景観を次世代に引き継いでいくために）

移住者として、本町が大好きで誇りに思っている。多くの人に訪れてもらい、町の魅力を知って欲しい。また町民との交流を通じて温かさに触れ、本町の良さを感じてもらえたら嬉しい。

吉光泰三氏

（九重らしい景観の魅力）

「春は黒なり、夏は青なり、秋は赤なり、冬は白なり」と、本町は、大自然の移ろい、季節の移ろいを肌で感じられる町だと思っている。

（九重らしい魅力ある景観を次世代に引き継いでいくために）

本町では、人口減少と高齢化が進む中、景観を観光資源として提供することで、その価値を活かすことが考えられる。その際、ボランティアに頼るだけでなく、適正な対価を得る仕組みを構築することも重要である。

佐藤誠治氏

（総評）

「人の自然の営みの中で作ってきた景観」それが超長期、超広域に渡って本町の景観になっていると感じた。地域の景観は、山の上（空の上）から、谷の底から、日常生活空間の視点場から、という３つの視点場を設定して捉えることが大切。地形や地質を基盤とする現在の生活空間を、人々が営んできた生活の痕跡として空間的に認識し、景観として理解することが重要である。

資料-３　地区別景観資源

アンケートや座談会等の意見を参考に、地区別の景観資源を整理しました。

①東飯田地区

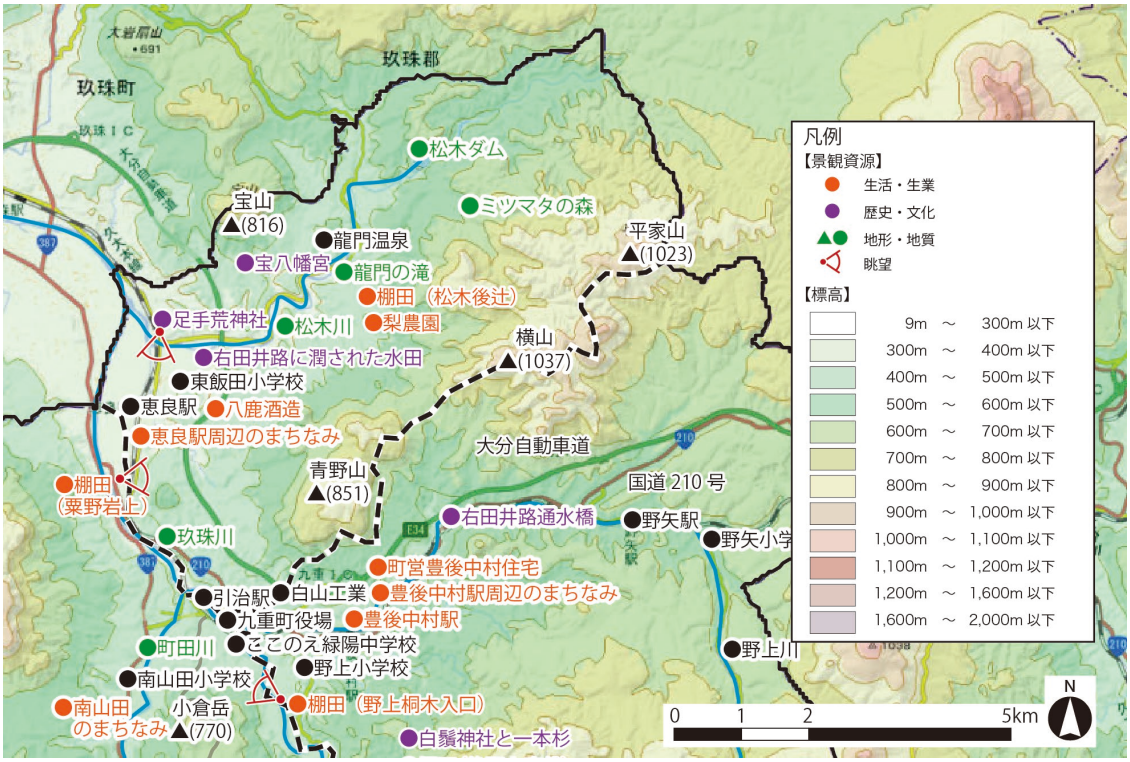

地図出典：国土地理院地図を一部加工

●恵良駅周辺のまちなみ

●八鹿酒造

●梨農園

●棚田（粟野岩上）からの眺望

●棚田（松木後辻）

●足手荒神社からの眺望

●宝八幡宮とアジサイ

●右田井路に潤された水田（見良津付近）

●松木川

●松木ダム

●龍門の滝

●ミツマタの森

②野上地区

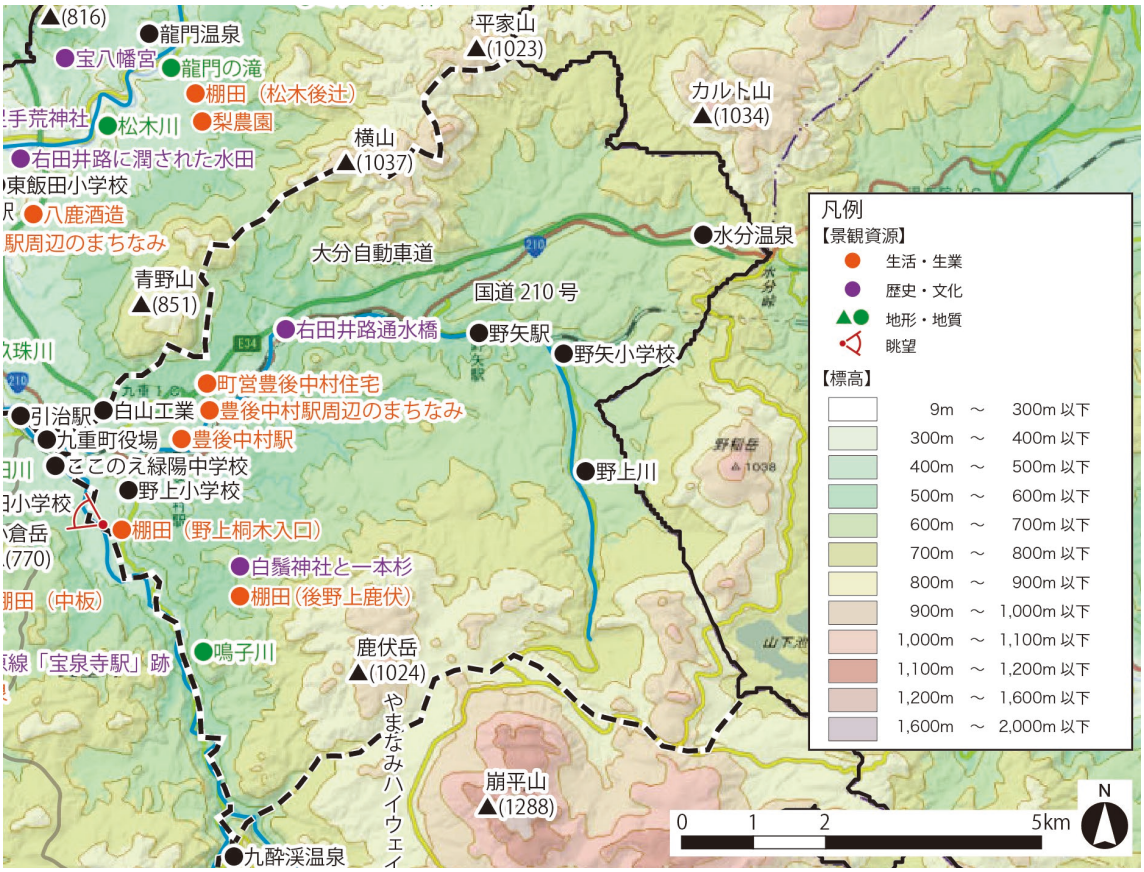

地図出典：国土地理院地図を一部加工

●豊後中村駅

●豊後中村駅周辺のまちなみ

●町営豊後中村住宅

●白山工業

●棚田（後野上鹿伏）

●野上桐木入口からの眺望

●野矢小学校近くの商店

●白鬚神社と１本杉

●右田井路通水橋

●鳴子川

●野上川

③飯田地区

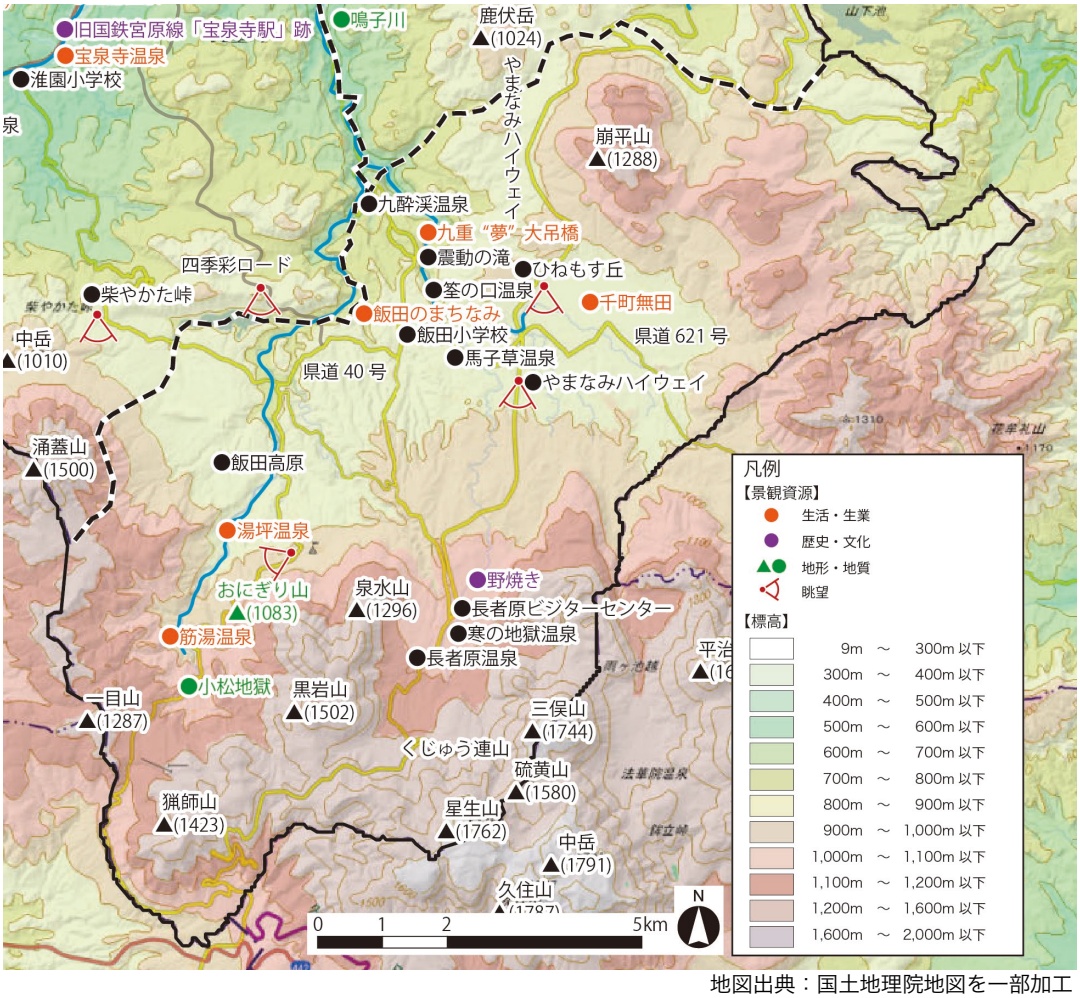

地図出典：国土地理院地図を一部加工

●九重"夢"大吊橋

●千町無田

●飯田のまちなみ

●やまなみハイウェイからの眺望

●湯坪温泉

●筋湯温泉

●野焼き

●おにぎり山周辺の眺望

●小松地獄

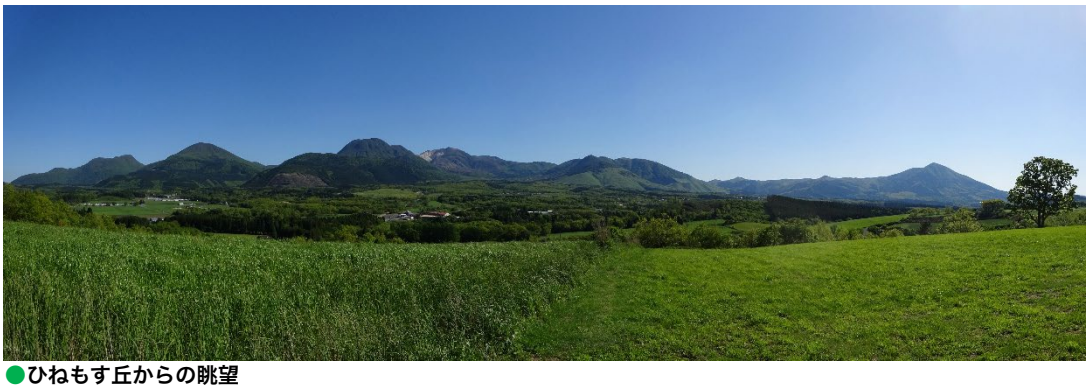

●ひねもす丘からの眺望

④南山田地区

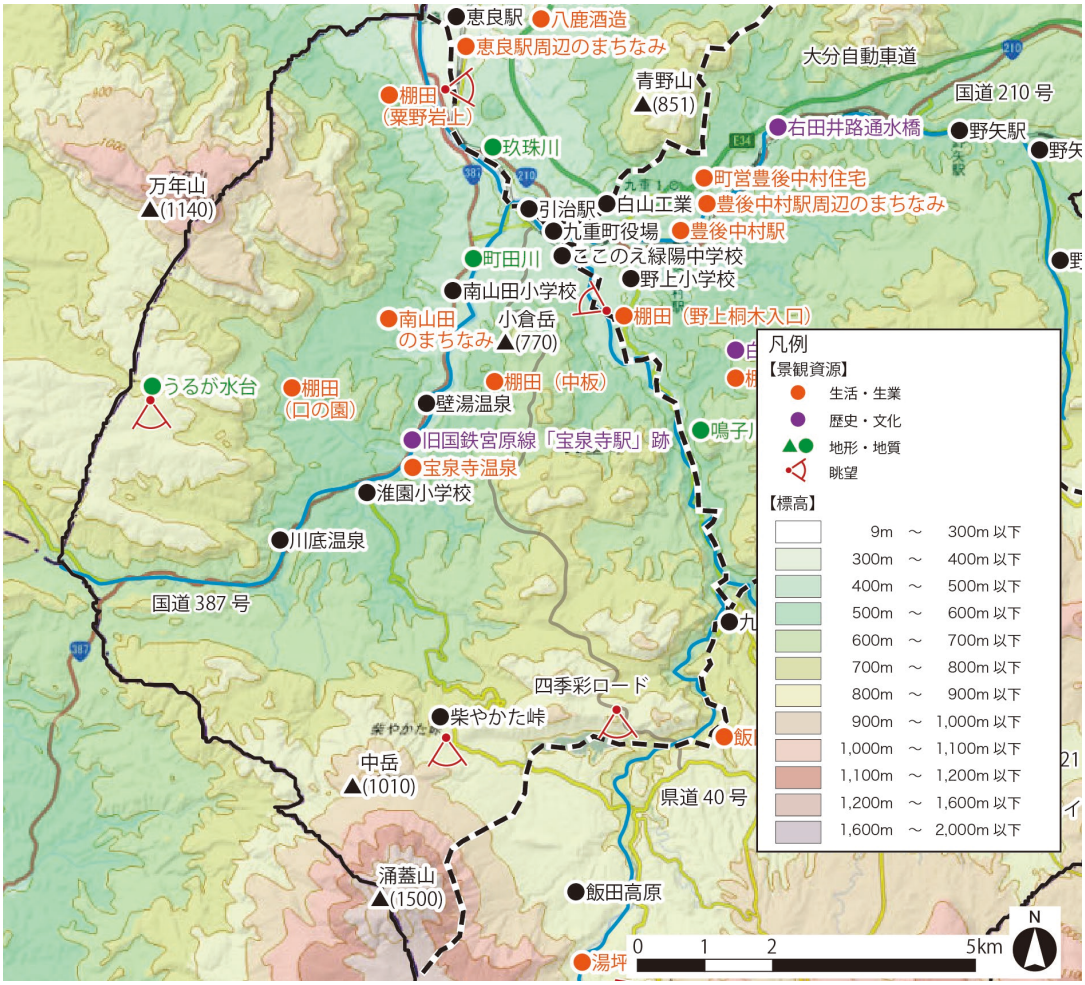

地図出典：国土地理院地図を一部加工

●宝泉寺温泉

●宝泉寺温泉

●南山田のまちなみ

●椎茸栽培（うるが水台）

●棚田（中板）

●棚田（口の園）

●うるが水台の水源

●旧国鉄宮原線「宝泉寺駅」跡

●四季彩ロードからの眺望

●柴やかた峠からの眺望

●うるが水台からの眺望

●町田川

資料-４ 色彩基準等

①色彩の表現

色彩の表現を個人差等の要因に左右されずに色を定量的に記号化して表現するマンセル表色系を採用しています。これは、色彩の尺度として、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という３つの属性の組み合わせによって表現しています。これにより色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

○色相＝いろあいを表します
色相は、赤（R）・黄（Y）・緑（G）・青（B）・紫（P）の５つの基本色相と黄赤（YR）・黄緑（GY）・青緑（BG）青紫（PB）・赤紫（RP）の５つの中間色相があり、その度合いを示す０～10 の目盛りが付けられます。

○明度＝あかるさを表します
明度は、あかるさを０から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

○彩度＝あざやかさを表します
彩度は、あざやかさを０から 16 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度０になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

○マンセル記号

マンセル記号は、３つの属性を組み合わせてひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R 7／3 のように、色相、明度／彩度を組み合わせて表記し、明度と彩度の数字の間は判別のために／（スラッシュ）を入れます。無彩色は、N4 のように N と明度を組み合わせて表記します。

マンセル記号の読み方
ごアール　なな　の　さん
5R　7／3
色相　明度　彩度

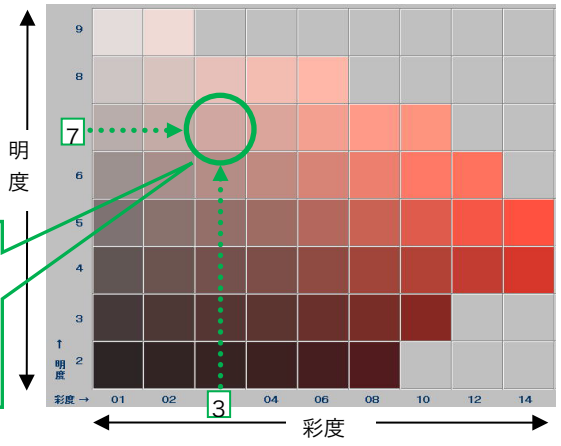

赤系 5R 7／3 の色相表の位置

②色彩の構成

一般的に面積の広い外壁等を単色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるためには、色彩による適度な変化が必要です。

ただし、複数の色を使用する場合は、基調色（ベースカラー）、従属色（アソートカラー）、強調色（アクセントカラー）の３つの色彩バランスについて検討する必要があります。

これら３つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、一般的に 70：25：5 の比率で用いるとバランスが良いとされています。

○基調色（ベースカラー）とは
構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩で、一般的に低彩度の色を使います。

○従属色（アソートカラー）とは
全体の大まかな印象は変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩です。広い部位が分節されることで威圧感は軽減されます。

○強調色（アクセントカラー）とは
小さな面積に用いて個性を演出します。ベースカラーやアソートカラーに対してコントラストを持ち、全体を引き締めます。

③推奨色

（町全域）

実線の枠内 **外壁**で使用できる色の範囲を示しています。

点線の枠内 **屋根**で使用できる色の範囲を示しています。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。

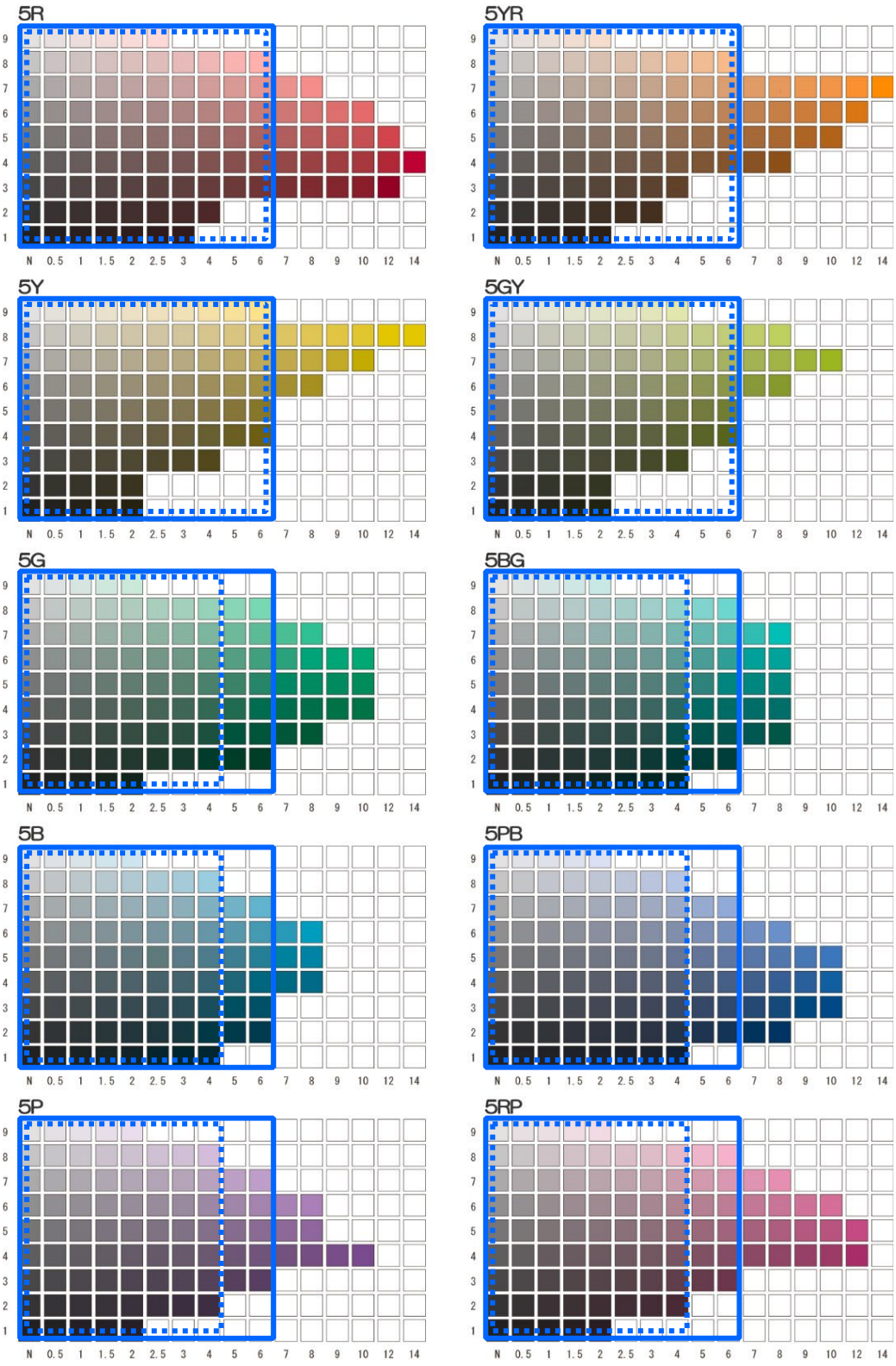

（重点景観区域）

実線の枠内 **外壁**で使用できる色の範囲を示しています。

点線の枠内 **屋根**で使用できる色の範囲を示しています。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。

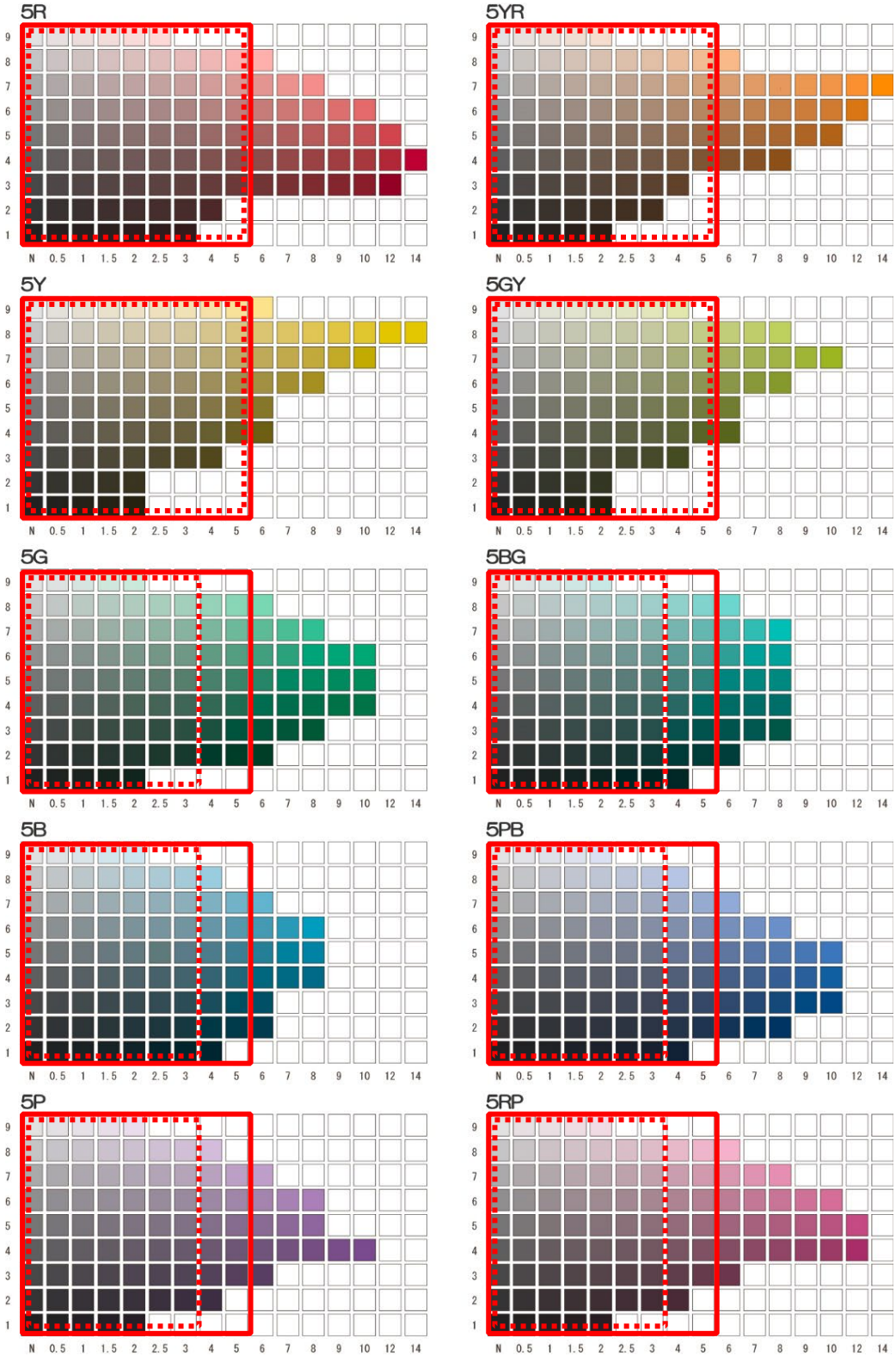

（参考）ソフト・トーンについて

PCCS（Practical Color Co-ordinate System：日本色研配色体系）」は（一財）日本色彩研究所が1964 年に原案（Color Harmony Palette）を公表し、1966 年に正式発表したカラーシステムです。

（PCCS 参考 URL）日本色彩研究所 HP：https://www.jcri.jp/achievement_1

PCCS トーン　ｓｆ２ PCCS 記号/２:R-6.0-５ｓ マンセル値/４R 6.0/6.5 RGB 値（10 進）201-95-106 CMYK 値/20-60-40-0	**PCCS トーン　ｓｆ14** PCCS 記号/14:Ｂ G-6.0-５ｓ マンセル値/5Ｂ G　6.0/5.0 RGB 値（10 進）78-155-134 CMYK 値/70-15-40-0
PCCS トーン　ｓｆ４ PCCS 記号/4:ｒO-6.5-５ｓ マンセル値/10R 6.5/6.5 RGB 値（10 進）215-120-86 CMYK 値/15-50-55-0	**PCCS トーン　ｓｆ16** PCCS 記号/16:ｇB-5.5-５ｓ マンセル値/5Ｂ　5.5/5.0 RGB 値（10 進）79-139-151 CMYK 値/70-25-25-0
PCCS トーン　ｓｆ６ PCCS 記号/6:ｙO-7.0-５ｓ マンセル値/8ＹR 7/6.5 RGB 値（10 進）216-144-72 CMYK 値/15-40-65-0	**PCCS トーン　ｓｆ18** PCCS 記号/18:Ｂ-5.0-５ｓ マンセル値/3Ｐ Ｂ　5.0/5.5 RGB 値（10 進）81-102-144 CMYK 値/70s-45-20-0
PCCS トーン　ｓｆ８ PCCS 記号/8:Ｙ-7.5-５ｓ マンセル値/5Ｙ　7.5/6.0 RGB 値（10 進）204-186-72 CMYK 値/20-20-70-0	**PCCS トーン　ｓｆ20** PCCS 記号/20:Ｖ-5.0-５ｓ マンセル値/9Ｐ Ｂ　5.0/5.5 RGB 値（10 進）93-87-145 CMYK 値/65-55-15-0
PCCS トーン　ｓｆ10 PCCS 記号/10:Ｙ G-7.0-５ｓ マンセル値/3Ｇ Ｙ　7.0/5.5 RGB 値（10 進）179-177-64 CMYK 値/30-20-75-0	**PCCS トーン　ｓｆ22** PCCS 記号/22:Ｐ-5.0-５ｓ マンセル値/7Ｐ　5.0/5.5 RGB 値（10 進）140-85-136 CMYK 値/45-60-20-0
PCCS トーン　ｓｆ12 PCCS 記号/12:Ｇ-6.5-５ マンセル値/3Ｇ　6.5/5.0 RGB 値（10 進）102-172-120 CMYK 値/60-10-50-0	**PCCS トーン　ｓｆ24** PCCS 記号/24:Ｒ Ｐ-5.5-５ｓ マンセル値/6ＲＰ　5.5/6.0 RGB 値（10 進）177-80-118 CMYK 値/30-65-30-0

〇ＰＣＣＳ記号・マンセル値は、その色の三属性表記になります。

〇ＲＧＢ・ＣＭＹＫ値は、加法・減法混色によって知覚的に近しい色が表現できる任意の値です。

出典：IROUSE　色彩とイメージの情報サイト HP 資料を一部加工

（ソフト・トーン参考 URL）https://tee-room.info/color/tone-sf.html

※上記サイトは個人のサイトであり本計画とは一切関係ありません。

資料-５　良好な光環境・光色（相関色温度）

①良好な光環境

良好な光環境とは、地域の社会的状況や生態系・夜空を含む自然環境特性を踏まえ、適切な照明により社会の安全性・効率性・快適性や良好な景観を確保しながら、省エネルギーの実現や自然環境への影響を最小化する十分な配慮がなされた光環境のことです。

図　良好な光環境が阻害されている地域イメージ（左）と形成された地域イメージ（右）

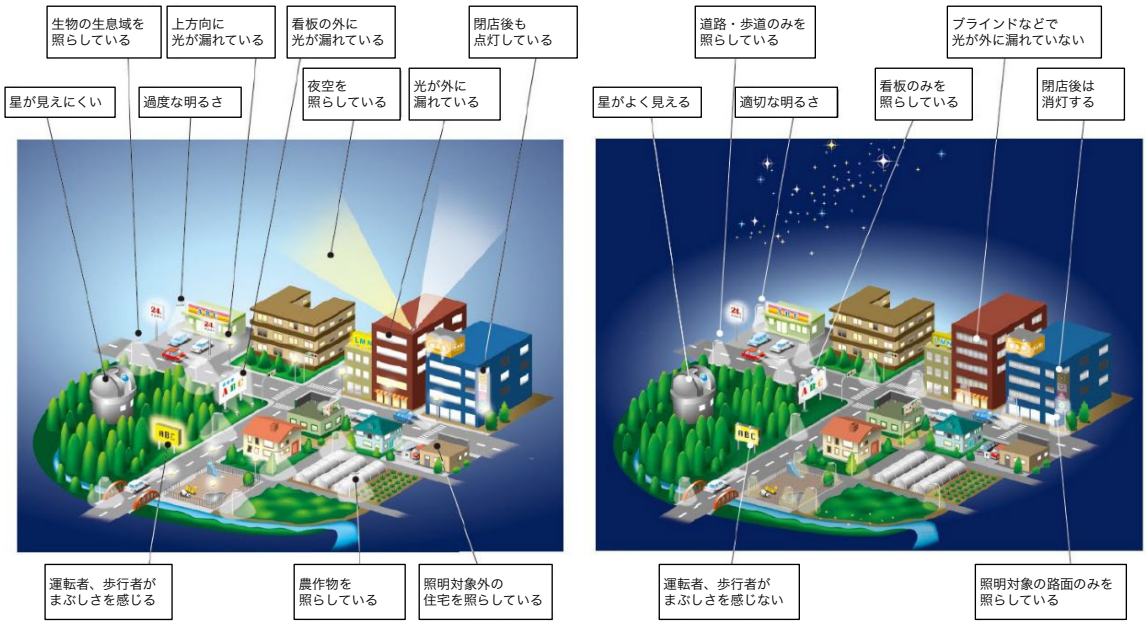

②光色（相関色温度）

青色光は、人、動植物、夜空の明るさなどへの影響があります。屋外照明を設計する際には、照明の目的に応じた光色（相関色温度）を適切に選定することが重要です。

表　LEDの光色と相関色温度範囲の関係※JIS Z 9112（2019）より作成

光色の種類	相関色温度T_{CP}(K)
昼光色	5700 ~ 7100
昼白色	4600 ~ 5500
白色	3800 ~ 4500
温白色	3250 ~ 3800
電球色	2600 ~ 3250

図　各光色の相関色温度の目安

出典：光害対策ガイドライン（環境省）の掲載資料（１ｐ、32ｐ）を一部加工

発行年月：令和８年（2026 年）３月
発　　行：九重町
住　　所：〒879-4895　大分県玖珠郡九重町後野上 8-1
電　　話：0973-76-3802
Ｆ　Ａ　Ｘ：0973-76-3840
Ｅ-ｍａｉｌ：fureai@town.kokonoe.lg.jp